

緑の党

グリーンズジャパン

2014. 2. 8~9 第3回定期総会 議案書

◆◆◆◆ もくじ ◆◆◆◆

修正案などの提出、総会の進行について	2	ページ
全国協議会委員名簿	2	
議案		
第1号 規約の改正 その1 (第33条)	3	
第2号 2013年8~12月の活動報告	3	
第3号 2013年決算報告(見込み)	4	
第4号 共同代表の選出	5	
第5号 全国協議会委員の選出	5	
第6号 監査の選出	5	
第7号 2014年度活動方針	6	
第8号 2014年度予算案	4	
第9号 規約の改正 その2 (第7条、第13条)	7	
第10号 規約の改正 その3 (組織・規約見直し)	7	
資料		
①新規入会者数 ②地域組織 ③声明・見解等 ④選挙結果	16	
⑤国際関係の動き ⑥宣伝グッズ販売状況		
⑦統一選挙キャンペーンについて ⑧ローカルマニフェストについて	17	
⑨2014年活動スケジュール ⑩予算提案の考え方		
⑪組織・規約改定の提案説明書/付属する規則案	20	
⑫改定規約 ⑬総会運営規則 ⑭共同代表・全国協議会委員の選出に関する細則	33	

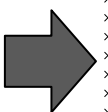
*総会運営規則、共同代表・全国協議会委員の選出に関する細則の改定内容は37~38ページに記載
*決算報告(確定版)と関係資料(監査報告書、貸借対照表、損益計算書)は1月末に追加提出

◆◆◆◆ プログラム ◆◆◆◆

月日	時間	内容	会場
8日 (土)	13:00~	受付	文京区民センター JR水道橋駅10分 地下鉄・春日駅2分 後楽園駅5分
	13:30~18:30	開会/総会議事	
	19:00~22:30	交流会 *要予約2000円 (マイカップ・箸をお持ちください。マイ皿も歓迎)	
9日 (日)	9:00~	受付	
	9:30~15:30	総会議事/ワークショップ(昼食時間含む)/閉会	

★出欠・委任状・書面議決書は2/1(土)までにご提出ください

★修正案提出、役員立候補、発言通告については、2ページをご覧ください



修正案などの提出、総会の進行について

総会進行委員会

*今回の委員は以下の4人のみなさんをお願いします。

小林のぶゆき（横須賀市議）、蛇石郁子（郡山市議）、竹之下惟基（京都市）、石川奈央（立川市）

- ・総会進行委員会は議案を提案する全国協議会とは別に中立的な立場から議事の進行を行います。この委員会から議長を出し、議事の進行をサポートします。
- ・議長の判断を尊重し、議事の進め方に関する発言は控え、議案の内容の議論をしましょう。重要な議事進行への意見がある場合は6人の連名で総会進行委員会の開催を求めることができます。

「修正案など」の提出について

提出期限 1月19日（日）22時必着（郵送の場合のみ1月19日消印有効）

提出書類 電子データでの提出を基本とします。*事務作業軽減のためご協力をお願いします
各提出用紙（ワードファイル）を事務局から取り寄せ、入力して提出してください
電子データでの提出が困難な場合は、FAX・郵送等でも受け付けます。

★いずれも、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）以外の情報は公開となります。

議案への修正案 一つの修正案について一枚の修正案提出用紙を提出してください。

〈記載事項〉 1)対象議案 2)対象項目など 3)修正内容 4)修正理由（800字以内）
5)6人の提出者（総会議決権有資格者）氏名（代表者を明示）と連絡先

共同代表・全国協議会委員への立候補 立候補届け出用紙を提出してください。

〈記載事項〉 1)氏名 2)性（性自認による自己申告） 3)年齢 4)住所（市町村名まで）
5)肩書き・所属など（50字以内） 6)主な活動テーマなど（50字以内）
7)立候補の抱負（800字以内） 8)6人の推薦者（総会議決権有資格者）氏名と連絡先
9)別紙：推薦状（6人分、一人あたりA4一枚以内）

決議案 決議案提出用紙を提出してください。

〈記載事項〉 6人の提出者（総会議決権有資格者）氏名（代表者を明示）と連絡先が必要です。

総会当日の発言 発言届け出用紙を提出してください。

〈記載事項〉 1)対象議案 2)対象項目など 3)発言要旨 4)発言内容（800字以内） 5)氏名・連絡先

「修正案など」の取り扱いについて

- ・議案修正案については1月25～26日の第31回全国協議会で対応（原案を修正すべきか）を検討します。
- ・「修正案など」と対応、原案修正した場合の議案については内部連絡メールで配信し当日配布します。内部連絡メールに登録されていない会員とご希望の方に郵送します。郵送ご希望の方は事務局までご連絡ください。
- ・総会進行委員会は、第31回全国協議会の結果を踏まえて、総会の議事進行（時間配分等）を検討します。
- ・提出された「修正案など」の件数等によっては発言時間が十分に確保できない場合もあります。
- ・役員の選出は「共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則」（38p参照）によって行います。

■全国協議会委員名簿（★運営委員）

○共同代表	笠原一浩★／福井県	郡山昌也／東京都	丸尾 牧／兵庫県
長谷川羽衣子／京都府	八木 聡★／長野県	宮部 彰★／東京都	松本なみほ★／兵庫県
高坂 勝／東京都	長谷川平和★／千葉県	大野拓夫／神奈川県	井奥雅樹★／兵庫県
須黒 奈緒／東京都	石川奈央／東京都	窪田 誠／山梨県	横田えつこ★／岡山県
中山 均／新潟県	田口まゆ／東京都	松谷 清★／静岡県	渡辺さと子／香川県
○全国協議会委員	川野孝章／東京都	尾形慶子／愛知県	足立力也★／福岡県
島崎直美／北海道	重松朋宏／東京都	(ブラジル)	歌野 礼／長崎県
久保あつこ／北海道	杉原浩司★／東京都	松尾京子★／大阪府	のぐち英一郎／鹿児島県
高橋 良／宮城県	漢人明子★／東京都	野々上 愛★／大阪府	
蛇石郁子★／福島県	中村まさ子／東京都	四津谷 薫／兵庫県	

第1号議案 規約の改正 その1

- ＜改正案＞ 第33条の「出席者」を「議決参加者」とします。
- ＜新旧対照表＞ 14ページ（改正案37条 _____ 箇所）参照
- ＜提案理由＞ 規約の改廃を書面議決の対象とするため

第2号議案 2013年8～12月の活動報告

参議院選挙の敗北と成果を受けとめ新たな挑戦へと進むために、その基盤となる組織のあり方を見直すことを中心課題として取り組みました。その到達点としての「規約」の大幅改正を提案しています。また、次の大きな政治的ステップとなる2015年4月の統一自治体選挙に向けた取り組みについても準備を始めました。

【1】社会運動への取り組み

1. 原発事故子ども・被災者支援法の具体施策の実現・拡充など原発事故被災者への支援強化にむけて、「子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施、賠償の時効問題の抜本的な解決を求める請願署名」に取り組みました。
2. 特定秘密保護法の制定に反対し、声明の発表、集会・デモへの参加などに取組みました。
3. 「緑」の政治理念を実現するために必要な社会活動や諸課題の運動の推進について、会員発の取り組みのあり方を検討しました。

【2】選挙

1. 2015年4月統一自治体選挙にむけて
 - 1) 幅広い連携による選挙キャンペーンを展開するため、他団体との調整を行い方向性をまとめました。
 - 2) 2014年4月に選挙スクールを開校することとし、企画をまとめ準備を始めました。
2. 自治体議員選挙
11月東京都葛飾区議選、2014年1月福岡県糸島市議選、3月長野県上田市議選について候補者への推薦を決定しました。
3. 第2回定期総会の議内容に基づき、参議院選挙の総括報告書をまとめました。

【3】政策・政治アピール

福島原発汚染水問題、特定秘密保護法などさまざまな政治的課題で緑の視点からの声明・見解・談話を発表しました。党内での政治・政策議論の活性化が課題です。

【4】組織

1. 全国協議会5回（予定）、運営委員会を月2回程度開催、運営委員会は担当部制を明確にしました。
2. 財政的制約から事務所を移転し、事務局有給スタッフを減員しました。
3. 会員・サポーター
12/16現在、会員946人、サポーター653人、計1599人です。新規入会者はコンスタントに増えていますが、一方で退会申出が増え、2013年度会費未納者も多数います。会員からの変更もありサポーターの割合が増えています。前身団体みどりの未来から継続の会員は2013年度に初めて緑の党の会費納入が求められたこと、および参院選の厳しい結果を受け、一定数の退会者は避けられませんでした。
4. 財政 *決算見込み参照
 - 1) 収入の部
会費収入が予算を大幅に下回りました。ニューズレターの買取は順調で事業収入は伸びました。
 - 2) 支出の部
事務所移転に伴う経費、規約意見交換会のための行動費、選挙後の報告関係での郵送費など、全体的に予算を超過しましたが、人件費はボランティア対応によって予算内に抑えました。
5. ニュースレター「緑でいこう」11号を発行しました。ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどインターネット活用による情報発信を行いました。
6. 会員間の情報交換の方法について検討し、現会員メーリングリストの廃止と代替となる仕組みへの移行準備を進めました。
7. 第3回定期総会での規約改正にむけて、「組織・規約見直しチーム」を設置して組織見直しの具体的な方針をまとめました。
8. 会員からの意見・提案募集などを積極的に行いました。
 - 1) 組織・規約見直し：全国各地での意見交換会の開催、意見募集
 - 2) 会員メーリングリスト廃止に関して：代替案に関するアンケート、意見募集

- 3) 第3回定期総会にむけて：2014 年度活動への提案・アイデア募集

【5】国際

- 2014 年 3 月のアジア太平洋緑の党連盟 (APGF) フィリピン会議への参加準備を始めました。
- 来日したイタリア、フィリピン、ドイツの緑の党メンバーとの情報交換と交流を図りました。

第3号議案 2013 年決算報告

第8号議案 2014年度予算案

(単位：万円)

	2013.8～12月			2014年度予算案	
	予算 金額	金額	決算見込み 備考	金額	備考
【収入】					
会費	440	232	(12.27現在) 現・会81、サ38(未納:会190、サ71) 新・会39、サ62	1295	会 1万×1100人 サ 3千×650人
事業収入	70	120		80	NL買取10万×4回 事務所使用料40万
繰越金	700	700		330	
寄付	300	780	年末カンパ目標300万 新聞広告債権分400万	700	夏期200万、年末300万 新聞広告債権分200万
借入金	500	100	新聞広告債券分借入100万	0	
その他	240	32	保証金32万	24	供託金負担分
計	2250	1964		2429	
【支出】					
事務所費	270	338	家賃8-10月 103万 家賃10-12月 16.8万×2.2月 +礼金+手数料+保険+引越=84万 原状回復経費+交渉代 61万 事務所費8-12月 90万	346	家賃16.8万 202万 事務所費12万 144万
保証金	45	47		0	
人件費 *雇用保険、 交通費含む	340	300	8-10月 220万 11-12月 常勤1名+非常勤2名 80万	621	常勤1名 非常勤3名(週1日、週3日、週4日) 他
組織活動 行動費	100	160	行動費: 8月沖縄22万、規約35万、脱原発、他 会場費:8全9万、9全2万、9総47万、 11全14万、12全8万、他	128	行動費:APGF30万、国際10万、選挙17万 組織20万、役員10万 当選支援15万、APGF年会費5万 会場費:21万(総会6万、全協5万×3回)
CP・イベント費	10	0		66	選挙CP:スクール35万、シンポ補助18万 政策フォーラム等13万
郵送費	75	109	8-9月、10-12月 17万×3月=51万	120	15万×8回
宣伝費	30	55	NL印刷3.5万部 印刷34万+デザイン10万 HPサーバーレンタル 5万 メルマガサーバーライセンス料 4万	197	NL印30万×4号=120万 HPサーバーレンタル 1万×12月 チラシ5万、ポスター35万 みどりチャンネル5万 ツイッターマラソン5万、リーフ15万
その他	425	425	印刷代他未払金		
借入金返済	200	200	選挙借入分	250	選挙借入分50、新聞債券分200
次年度繰越金	755	330		70	年越し経費
予備費①				50	予備費
予備費② *上半期収入 により判断				581	地方配分、交通費補助 2015借入金返済200万 下半期活動費230万
計	2250	1964		2429	

第4号議案 共同代表の選出

中山 均	北信越ブロック	新潟県
須黒 奈緒	東京ブロック	東京都
長谷川 羽衣子	近畿ブロック	京都府

＜提案説明＞ 別に共同代表、運営委員会、全国協議会の選出に関する規約改正を提案しています。今回選出される共同代表、全国協議会委員は、総会后速やかに新規約に基づいて新たな役員等が選出されるまでの数か月の任期となるため、前期の役員が継続して担うことを原則として提案します。

共同代表については、高坂勝が一身上の都合で継続が難しいため、1名欠員の3名の提案とします。

第5号議案 全国協議会委員の選出

(氏名)	(ブロック)	(都道府県)			
1 久保 あつこ	北海道	北海道	21 尾形 慶子	東海	愛知県 (ブラジル)
2 島崎 直美	北海道	北海道	22 松尾 京子	近畿	大阪府
3 高橋 良	東北	宮城県	23 野々上 愛	近畿	大阪府
4 蛇石 郁子	東北	福島県	24 四津谷 薫	近畿	兵庫県
5 川野 孝章	東京	東京都	25 丸尾 牧	近畿	兵庫県
6 宮部 彰	東京	東京都	26 松本 なみほ	近畿	兵庫県
7 中村 まさ子	東京	東京都	27 井奥 雅樹	近畿	兵庫県
8 郡山 昌也	東京	東京都	28 横田 えつこ	中国	岡山県
9 杉原 浩司	東京	東京都	29 渡辺 さと子	四国	香川県
10 漢人 明子	東京	東京都	30 足立 力也	九州・沖縄	福岡県
11 星川 まり	東京	東京都	31 歌野 礼	九州・沖縄	長崎県
12 重松 朋宏	東京	東京都	32 野口 英一郎	九州・沖縄	鹿児島県
13 石川 奈央	東京	東京都			(以上32名 うち女性16名)
14 田口 まゆ	東京	東京都			
15 大野 拓夫	南関東	神奈川県			
16 長谷川 平和	南関東	千葉県			
17 窪田 誠	南関東	山梨県			
18 笠原 一浩	北信越	福井県			
19 八木 聡	北信越	長野県			
20 松谷 清	東海	静岡県			

＜提案説明＞ 第6号議案参照。全国協議会委員については片山いく子が一身上の都合により継続が困難であり、「共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則」に基づき女性が半数以上となる候補を推薦するため、第1期の全国協議会委員（運営委員）、第2期の運営協力スタッフとしての活動実績のある星川まりさんを追加推薦します。

第6号議案 監査の選出

武笠 紀子	南関東ブロック	千葉県
山崎 博文	近畿ブロック	大阪府

＜提案説明＞ 監査については選出方法に関する規約変更の提案はないため、1年の任期となります。

第7号議案 2014年度活動方針

【はじめに】

2012年末に発足した安倍政権は、2013年11月から12月にかけて、不十分な審議と強行採決によって特定秘密保護法と日本版NSC法を成立させ、実質改憲と集団的自衛権の行使へと進んでいます。また、福島原発事故の深刻な影響と汚染、被災者や被災地域が置かれた困難な状況を放置したまま、原発の再稼働と輸出も進めています。アベノミクスと規制緩和は、ミニバブルの一方で雇用と生活の不安を一層増大させ、TPPへの参加がそれに拍車をかけようとしています。社会保障を大幅に削減して安心して暮らせる展望のないまま消費税も増税しました。「国土強靱化」をはじめとした公共事業優先のバラマキ政策への回帰は、地域・自治体の政治や財政の自立・自律性を奪い、持続不可能な社会と膨大なツケや環境破壊を未来の世代に押し付けるものです。

2009年の政権交代で不十分ながら進み拡大したかのように見えた民主主義的な空間や社会・経済の転換は、かつての自民政権時代よりもさらに大きく後ろに押し戻されてしまいました。多数の弱小野党と自民党一強の中で、原発政策を転換し、人びとの生活に寄り添い、経済成長を至上命題としない持続可能な社会を未来に残すために社会と政治を根本から建て直すという私たちの目的の実現は、当面、困難で険しいものであることを認めなければなりません。同時に、その重要性は一層増しており、そのために解決すべき課題に全力で取り組んでいくことが必要であることも自覚しなければなりません。

2013年参院選では、多くの経験や教訓、そして自分たちの不十分さを見つめ反省する機会を得ました。同時に、その中から、小さいながら未来への確かな希望を得ることもできました。その中で、2013年9月の第二回総会以降、組織の課題を克服するための取り組みを進めて来ましたが、しかしまだ道半ばです。引き続き組織や運営のあり方の改革を進めるとともに、新しい社会への道と具体的な施策をしっかりと示すことによって、人びとの暮らしや心と響き合うような政党として緑の党をしっかりと建て直して行くことが必要です。

2014年は、政策提案能力の向上、発信力の強化、志を同じくする各種団体・個人との連携による社会運動の展開を強化し、2015年4月の統一自治体選挙をはじめ地方選挙での躍進を目指した準備を重ねます。そして2016年参院選での再挑戦に向けた議論と準備も重ねていく必要があります。これまでの組織と活動のあり方か

ら大きく前へ踏み出し、会員内外の議論を深め、力を合わせて、緑の希望に向けた道筋を打ち立てましょう。

【1】「緑」の政治理念を実現するために必要な活動の推進

1. 引き続き「緑」の政治理念を実現するために必要な社会活動のあり方を模索しながら、諸課題に対応する運動の推進、会員発のプロジェクト等のサポートをします。
2. 緑の（政治）思想を広め、深化させるために、出版や学習する機会をつくります。
3. 脱原発・福島被災者支援や反TPPなどの運動の拡大に努めます。
4. 高額の子供手当を引き下げるため、国連への意見書の提出や訴訟について、時期・枠組みなどを引き続き検討します。

【2】自治体選挙への取り組み

（～2015年統一選挙準備の本格化～）

1. 2015年4月の統一自治体選挙に向けてキャンペーンを行います。他団体との連携によるシンポジウム開催、選挙スクールなどを行い、一人でも多くの自治体議員誕生に向けて準備を進めます。*資料参照
2. 前項のキャンペーンにかかわらず、立候補者の擁立、応援に取り組みます。また、立候補者の申請に応じ、「公認」「推薦」「支持」を決定します。

【3】政策の検討と深化

1. 適切な時期に声明、談話等を出し、緑の党の考えを發表します。
2. 会員参加型で「社会ビジョン」「基本政策集」の見直し作業を行います。
3. ローカル・マニフェスト（（仮）自治体選挙公約宣言）づくりを進めます。*資料参照
4. 日本版グローバル・グリーンズ憲章策定の検討を始めます。
5. 調査部の設立について引き続き検討します。

【4】組織基盤の強化

1. 大幅規約改正を受けて、新規約に基づく共同代表、運営委員、全国協議会委員の選出手続きを速やかに

- 進めます。また、地方本部の設立など各地域のサポートを行い、20以上の地方本部の立ち上げをめざします。
2. 組織基盤を強化するため会員1050人（現状1000人弱）、サポーター700人（約650人）への拡大をめざします。
 3. 経費節減に努め、効果的な予算執行に努めます。上半期は会費と寄付の収入確保に努め、支出は優先順位の高いものに絞って執行し、投資的な事業については下半期での対応を再検討します。また、規約改正を受けて、新たに選出される全国協議会委員への交通費補助、地方への会費の配分を行います。 * 予算案参照
 4. ニュースレター、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、みどりチャンネル（動画）、チラシ、ポスター等による情報発信を行います。
 5. 党のキャラクター制作について検討を進めます。
 6. 会員間の情報交換の方法について、引き続き検討・実施を行います。
 7. 第3回総会に間に合わなかった組織課題について、引き続き協議を継続し、次回の総会への提案の準備をします。
 8. （仮称）自治体議員連絡会を立ち上げます。
 9. 宣伝グッズの開発、販売を引き続き行います。

【5】国際連携

1. 2014年3月14日～16日にフィリピンで開催されるアジア太平洋緑の党連盟（APGF）の国際会議に、派遣団を結成し参加します。国際的なアピールや連携にむけて政策的な方向性を打ち出します。
2. 来日する海外の緑の党のメンバーなどと交流し、連携を深めます。
3. グローバル・グリーンズ憲章の翻訳の精度を高めます。

第9号議案 規約の改正 その2

- <改正案> 1) 第7条の「総会」を「総会開催日の5日前」とします。
2) 第13条の「7日前」を「5日前」とします。
- <新旧対照表> 8ページ（改正案7条、13条_____箇所）参照
- <提案理由> 1) 総会における会員資格の期日を明確にするため
2) 事前の期日までに提出された修正案を書面議決の対象とするため

第10号議案 規約の改正 その3

- <改正案> 次ページからの新旧対照表の「改正案」の_____箇所を改正します。
- <新旧対照表> 次ページ以降参照
- <提案説明> 20ページからの資料「組織・規約改定の提案説明書」参照

規約改正案の新旧対照表

改正案	現規約	説明
<p>(目的)</p> <p>第2条 ～ 略 ～</p> <p>そのために、<u>国会および自治体議会に議席をもつとともに、首長を誕生させ、政党として「緑」の政治に取り組みます。また、議会外においても、「緑」の政治理念を実現するために必要な活動に取り組みます。</u></p>	<p>第2条 ～ 略 ～</p> <p>そのために、<u>国会に議席をもち、政党として「緑」の政治に取り組みます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国会だけでなく首長や自治体議会にも挑戦することを追加
<p>(活動および事業)</p> <p>第3条 前条の目的の実現のため、次の各号に示す活動および事業を行います。</p> <p>(1) <u>国政選挙および自治体選挙</u></p> <p>(9) <u>「緑」の政治理念を実現するために必要な社会活動・政治活動。</u></p> <p>(10) <u>その他活動に必要な事業</u></p>	<p>第3条</p> <p>前条の目的の実現のため、次の各号に示す活動および事業を行います。</p> <p>(1) 国政選挙</p> <p>(9) その他活動に必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体選挙（首長・議員）にも取り組むことを追加 ・運動に取り組むことを追加
<p>(組織づくりの原則)</p> <p>第4条 この政党の組織づくりは、地域、ジェンダー、活動領域、世代のバランスおよび組織の硬直化防止に配慮し、すべての会員に開かれたものとするを原則とします。<u>この原則を全国本部の役員、国会議員候補など人事選出においては必ず反映させるよう努力します。また都道府県本部の役員についても考慮します。選出過程においては、選出理由および構成バランスをわかりやすく会員に明示しなければなりません。</u></p>	<p>第4条 この政党の組織づくりは、地域、ジェンダー、活動領域、世代のバランスおよび組織の硬直化防止に配慮し、すべての会員に開かれたものとするを原則とします。<u>この原則を共同代表、役員、国会議員候補など人事選出においては必ず反映させるよう努力し、選出過程においては、選出理由および構成バランスをわかりやすく会員に明示しなければなりません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織づくりの原則を都道府県本部の役員にも努力義務規定を追加
<p>(事務所)</p> <p>第5条 この政党の<u>全国本部事務所は、東京都杉並区高円寺北2-3-4高円寺ビル601に置きます。</u></p>	<p>第5条 この政党の<u>事務所は、東京都杉並区高円寺北 2-3-4 高円寺ビル 601 に置きます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、都道府県本部にも事務所ができることを想定し、全国本部の事務所とのことを明確にした。
<p>(会員の資格)</p> <p>第6条 この政党の目的に<u>賛同し規約を認める人は、原則として誰でも会員とすることができます。</u></p>	<p>第6条 この政党の目的に<u>賛同する人は、原則として誰でも会員とすることができます。</u></p>	
<p>(会員の義務)</p> <p>第7条 会員は、会費を払う義務があります。会費は年額1万円を原則とし、<u>減免制度、及び運用については別に規則に定めます。</u></p> <p>2 当該年度の<u>総会開催日の5日前</u>の時点で前年度の会費が未納である会員は、この政党を退会したものとみなします。</p>	<p>第7条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、会費を払う義務があります。会費は年額 1 万円を原則とし、<u>減免制度については別に定めます。</u> 2. 当該年度の<u>総会</u>の時点で前年度の会費が未納である会員は、この政党を退会したものとみなします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会における会員資格の期日の明確化

改正案	現規約	説明
<p>第8条から第34条まで、「全国協議会」を「地域代表協議会」と置き換える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・組織の名称変更の為
<p>(サポーター) 第9条 この政党の目的に共感し応援しようとする人は、年額3000円を支払ってサポーターになることができます。サポーターにはニュースレターなどの情報が提供されます。また、議決権はありませんが各種の会議にオブザーバーとして参加することができます。</p>	<p>第9条 この政党の目的に共感し応援しようとする人は、年額 3000 円を支払ってサポーター(協力会員)になることができます。サポーターにはニュースレターなどの情報が提供されます。また、議決権はありませんが各種の会議にオブザーバーとして参加することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「会員」の定義の明確化
<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>(地域組織) 第10条 会員は、地域で相互に交流し、地域組織形成に向けて活動します。地域組織には会員3名以上が含まれるものとし、運営委員会での確認をへてホームページなどで公表されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称による混乱を避けるため「地域組織」の規定をなくした。
<p>(都道府県組織) 第10条 都道府県単位で党内外の活動を強化するため、会員数が20名以上の都道府県は、運営委員会の承認を経て都道府県本部をつくります。また、会員数が20名に満たない都道府県の会員は運営委員会の承認を経て都道府県本部準備会をつくることができます。</p> <p>2 会員数が3名以上の地域は、都道府県本部の承認を経て支部をつくることができます。また、都道府県本部の責任において、地域における党内外の連携を深めます。</p> <p>3 会員の所属都道府県本部は、原則として居住地がある都道府県とします。特別な理由がある場合には、運営委員会の承認を経て、他の都道府県本部に所属できます。</p> <p>4 都道府県本部は、政治団体設立届を行い、この政党の政治団体支部登録をします。</p> <p>5 会費配分は、原則として都道府県本部と党本部で行います。</p> <p>6 都道府県本部の役員は、所属会員の直接選挙で選出します。都道府県本部は、所属会員で構成される定期総会を年1回開催します。その他、都道府県本部の運営および活動については、各都道府県本部で別途定めます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規定 ・都道府県本部のルールを規定した。

改正案	現規約	説明
<p>(連携組織)</p> <p>第11条 会員は、この政党と連携する次の各号のような連携組織をつくることができます。連携組織には会員3名以上が含まれるものとし、運営委員会での確認を<u>経て</u>ホームページなどで公表されます。</p> <p>(1) 選挙のための実行委員会</p> <p><u>(2) 地域別の組織</u></p> <p>(3) テーマ別の組織</p>	<p>第 11 条 会員は、この政党と連携する次の各号のような連携組織をつくることができます。連携組織には会員3名以上が含まれるものとし、運営委員会での確認を<u>へて</u>ホームページなどで公表されます。</p> <p>(1) 選挙のための実行委員会</p> <p>(2) テーマ別の組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域組織」の規定をなくし、連携組織に追加
<p>(総会)</p> <p>第12条 総会は、会員全員が参加資格をもつ最高決定機関であり、<u>運営委員会</u>が招集します。</p>	<p>第 12 条 総会は、会員全員が参加資格をもつ最高決定機関であり、<u>全国協議会</u>が招集します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会は執行機関、地域代表協議会は議決機関との役割を明確にしたことによる権限の整理
<p>(成立要件および議決)</p> <p>第13条 総会は会員の委任を含む過半数で成立します。委任は議長および総会に出席する会員に委任することができます。委任する場合は書面で委任する者の氏名を明記し、委任状提出者は署名の上、<u>総会5日前</u>までに届け出るものとします。</p>	<p>1. 総会は会員の委任を含む過半数で成立します。委任は議長および総会に出席する会員に委任することができます。委任する場合は書面で委任する者の氏名を明記し、委任状提出者は署名の上、<u>総会7日前</u>までに届け出るものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修正案の書面議決
<p>(付議事項)</p> <p>第14条 次の各号に定める事項は、総会で決定しなければなりません。</p> <p>(3) 共同代表、運営委員、および監査委員の選出・解任に関する事項</p> <p>(4) <u>運営委員会</u>で総会に付議することが決定された事項</p>	<p>第 14 条 次の各号に定める事項は、総会で決定しなければなりません。</p> <p>(3) 共同代表、運営委員、および監査委員の選出・解任に関する事項</p> <p>(4) <u>全国協議会</u>で総会に付議することが決定された事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会は執行機関、地域代表協議会は議決機関との役割を明確にしたことによる権限の整理
<p>(定期総会)</p> <p>第15条 定期総会は、年に1回開催し、少なくとも前条の2号に関する事項を承認し、可決または決定するものとします。<u>また前条3号に関しても選挙により選出するものとします。</u></p>	<p>第 15 条 定期総会は、年に1回開催し、少なくとも前項の2号および3号に関する事項を承認し、可決または決定するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員を総会の人事案件ではなく、会員による選挙により選出することを明記
<p>(臨時総会)</p> <p>第16条 次の各号に該当する場合には、臨時総会を開催しなければなりません。</p> <p>(1) <u>運営委員会</u>が必要であると判断した場合</p>	<p>第 16 条 次の各号に該当する場合には、臨時総会を開催しなければなりません。</p> <p>(1) <u>全国協議会</u>が必要であると判断した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会は執行機関、地域代表協議会は議決機関との役割を明確にしたことによる権限の整理
<p>(議案の提出)</p> <p>第17条 総会の議案は、<u>運営委員会</u>が提案します。議案の提案は総会前の会員の提案や事前討論に配慮した時期に行うものとし、会員6名以上の連記で所定の期日以前に提出</p>	<p>第 17 条 総会の議案は、<u>全国協議会</u>が提案します。議案の提案は総会前の会員の提案や事前討論に配慮した時期に行うものとし、会員6名以上の連記で所定の期日以前に提</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会は執行機関、地域代表協議会は議決機関との役割を明確にしたことによる権限の整理

改正案	現規約	説明
された修正案および追加議案については審議しなければなりません。	出された修正案および追加議案については審議しなければなりません。	
<p>(地域代表協議会)</p> <p>第18条 この政党に地域代表協議会を置きます。<u>地域代表協議会は、総会に次ぐ決定機関であり、各地方ブロックから選出された委員によって構成します。</u></p>	<p>第 18 条 この政党に全国協議会を置きます。<u>全国協議会は、共同代表および総会で選出された委員によって構成します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域代表協議会の役割の明記と、選出方法を規定
<p>(選出)</p> <p>第19条 <u>地域代表協議会委員は、次の各号のいずれかの条件を満たした会員の中から5名以内を選出し、直近の総会で報告するものとします。</u></p> <p><u>(1) 衆議院比例選挙ブロックを単位とする各地方ブロックによる選出</u></p> <p><u>(2) 特別に必要と認める地域からの選出</u></p> <p><u>なお、任期は一年としますが再任は妨げません。</u></p> <p><u>また、共同代表、運営委員とは兼任しないものとします。</u></p> <p><u>2 前項1号の各地方ブロックによる選出枠の詳細は、規則において定めるものとします。</u></p>	<p>第 19 条 <u>全国協議会の委員は、次の各号のいずれかの条件を満たした会員の中から40名以内を総会で選出します。</u></p> <p><u>(1) 全国協議会の推薦</u></p> <p><u>(2) 会員6名以上(本人を除く)の推薦を受け、所定の期日以前に推薦状が提出された立候補者</u></p> <p><u>なお、任期は一年としますが再任は妨げません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選出ルールを規定 ・(2)は福島県や沖縄県を想定
<p>(地域代表協議会議長)</p> <p>第20条 地域代表協議会の互選により議長と副議長を選出します。議長、副議長は地域代表協議会の運営に責任をもちます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規定 ・議長、副議長の選出と役割を規定
<p>(成立要件および議決)</p> <p>第21条 <u>地域代表協議会は、委員のうち過半数の出席をもって成立します。ただし、代理人出席や委任状の提出があった場合には、これを出席したものとみなします。</u></p> <p><u>2 議案については、出席した委員の過半数の賛成により決定します。</u></p>	<p>第 20 条 全国協議会は、委員のうち過半数の出席をもって成立します。ただし、代理人出席や委任状の提出があった場合には、これを出席したものとみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決定のルールを明記
削除	<p>(調整権および決定権)</p> <p>第 21 条 全国協議会は、出席した委員の過半数の賛成により、総会で確認された方針等を逸脱しない範囲において、この政党の全体的な運営と活動に関する調整と決定を行います。ただし、総会に付議しなければならない事項は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別の条項に内容を振り分け

改正案	現規約	説明
<p>(付議事項)</p> <p>第22条 地域代表協議会は次の各号に定める事項を決定します。ただし、総会で確認された方針等を逸脱することはできません。また、総会に付議しなければならない事項は除きます。</p> <p>(1) 本規約にもとづいた規則の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(2) 総会で決定された社会ビジョンや基本政策の基本的事項にもとづく具体的な政策に関する事項</p> <p>(3) 都道府県本部より提案された事項</p> <p>(4) 会員の1/20より提案された事項</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 前項の他、地域代表協議会は運営委員会より以下の項目について報告を受け意見を述べるものとします。意見については運営委員会が執行や総会提案にむけて反映するように努めるものとします。</p> <p>(1) 予算執行や方針にもとづく活動状況に関する事項</p> <p>(2) 総会に提案する予算策定や方針の原案に関する事項</p> <p>(3) 総会に提案する決算報告や活動報告の原案に関する事項</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>3 前項において地域代表協議会が決議等議決による意見表明を行なった場合は、運営委員会は執行の中で反映しなければなりません。</p>		<p>・新規定</p>
<p>(招集)</p> <p>第23条 地域代表協議会は、次の各号に該当する場合に<u>運営委員会</u>が招集します。</p> <p>(1) <u>運営委員会</u>が必要と判断した場合</p> <p>(2) <u>地域代表協議会</u>を構成する全委員の5分の1以上の要求があった場合</p> <p>(3) 全会員のうち20分の1以上の要求があった場合</p>	<p>第22条 全国協議会は、次の各号に該当する場合に<u>共同代表</u>が招集します。</p> <p>(1) <u>共同代表</u>が必要と判断した場合</p> <p>(2) 全国協議会を構成する全委員の5分の1以上の要求があった場合</p> <p>(3) 全会員のうち20分の1以上の要求があった場合</p>	<p>・運営委員会を執行機関と明確にすることによる権限の整理。</p>

改正案	現規約	説明
<p>(共同代表)</p> <p>第24条 共同代表は、共同してこの政党を代表し、この政党の基本理念や総会の意思に反しない限りにおいて、対外的に意見を表明し、他の組織等と交渉することができます。</p>	<p>第23条 共同代表は、共同してこの政党を代表し、この政党の基本理念や総会の意思に反しない限りにおいて、対外的に意見を表明し、他の組織等と交渉することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更
<p>(選出)</p> <p>第25条 共同代表4名は、会員の投票により、原則総会で選出します。また、立候補にあたっては会員20名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以内に推薦状を提出しなければなりません。なお、任期は1年とし、再任は妨げません。</p>	<p>第24条 共同代表は、次の各号のいずれかの条件を満たした会員の中から4名を総会で選出します。</p> <p>(1) 全国協議会の推薦</p> <p>(2) 会員6名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以前に推薦状が提出された立候補者</p> <p>なお、任期は全国協議会委員の任期と連動し再任は妨げません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国協議会による共同代表を推薦する制度を廃止。 ・立候補にあたっては会員20名以上の推薦が必要との規定を追加。
<p>(運営委員会)</p> <p>第26条 この政党に運営委員会を置きます。運営委員会は、総会の下に設置された執行機関であり、共同代表4名、および運営委員によって構成します。</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第25条 全国協議会の下に運営委員会を置き、運営委員は共同代表4名ならびに全国協議会委員の互選により選出される15名程度の委員で構成します。なお、任期は全国協議会委員の任期と連動し、再任は妨げません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会を執行機関と明記
<p>(選出)</p> <p>第27条 運営委員は、会員の選挙により10名を選出します。また、立候補にあたっては会員20名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以内に推薦状を提出しなければなりません。なお、任期は1年とし、再任は妨げません。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規定 ・運営委員の人数、選出方法などのルールを定める。 ・15名程度から10名と減じる。
<p>(運営委員長)</p> <p>第29条 運営委員会の互選により運営委員長および副運営委員長を選出します。運営委員長は、運営委員会の活動の実務に責任をもちます。</p>	<p>第27条 運営委員会の互選により運営委員長および副運営委員長若干名を選出します。運営委員長は、運営委員会の活動の実務に責任をもちます。</p>	
<p>(事務局)</p> <p>第30条 運営委員長の下に事務局を置きます。事務局は、庶務および会計などの必要な実務を遂行します。事務局スタッフは運営委員長の任命とします。</p>	<p>第28条 運営委員長の下に事務局を置きます。事務局は、庶務および会計などの必要な実務を遂行します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局スタッフ（有給・ボランティア）の選出方法を明記。
<p>(担当部門)</p> <p>第31条 運営委員会の中に総務、組織、政策および社会運動など、この政党の活動や運営に必要な担当部門を置きます。</p>	<p>(担当)</p> <p>第29条 運営委員会の中に総務、組織および政策など、この政党の活動および運営に必要な担当を置きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会運動の重要性に鑑み、担当を置く事を明記。

改正案	現規約	説明
<p>(専門委員会、およびアドバイザー会議)</p> <p>第32条 運営委員会は必要に応じて、専門委員会、およびアドバイザー会議をおくことができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規定 ・運営委員会の補助機関を規定。
<p>(監査委員)</p> <p>第33条 共同代表、運営委員および<u>地域代表協議会委員</u>以外の会員から、この政党の財産および会計を監査する<u>監査委員</u>を2名以上、総会で選出します。なお、監査委員の任期は1年とし、再任は妨げません。</p>	<p>(監査)</p> <p>第30条 全国協議会委員以外の会員から、会の財産および会計を監査する<u>監査</u>を2名以上、総会で選出します。なお、監査の任期は1年とし、再任は妨げません。</p>	
<p>(所属国会議員の責務)</p> <p>第34条 この政党に所属する国会議員は、以下の原則を遵守するものとします。</p> <p>(1) <u>国会と社会運動をつなぐ役割を果たすこと。</u></p> <p>(2) 国会における採決については党との協議を行い、会員に開かれた議論を保証すること。</p>	<p>(所属国会議員の責務)</p> <p>第31条 この政党に所属する国会議員は、以下の原則を遵守しなければなりません。</p> <p>(1) 国会における採決については党との協議を行い、会員に開かれた議論を保証すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言調整および(1)を追加
<p>(所属自治体議員の責務)</p> <p>第35条 この政党に所属する自治体議員は、以下の原則を遵守するものとします。</p> <p>(1) 自治体と社会運動をつなぐ役割を果たすこと。</p> <p>(2) 自治体議員の活動は、所属する都道府県本部と協議を行い、会員との連携を深めること</p> <p>(3) 議員報酬の一定割合を、会費としてこの政党の活動に支出すること。なお、詳細は別途規則に定める</p> <p>(4) 特別区、政令指定都市、および都道府県の議会議員スタッフ人事は、所属する都道府県本部と協議を行うこと</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規定 ・概ね国会議員の規定に準じているが一部、異なるものとしている。
<p>(規約の改廃)</p> <p>第37条 この規約は、総会の<u>議決参加者</u>の3分の2以上の決議をもって制定し、改正し、または廃止することができます。ただし、第5条については<u>地域代表協議会</u>の議決を以ってこれに代えることができます。</p>	<p>(規約の改廃)</p> <p>第33条 この規約は、総会の<u>出席者</u>の3分の2以上の決議をもって制定し、改正し、または廃止することができます。ただし、第5条については全国協議会の議決を以ってこれに代えることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の改廃を書面議決の対象とする
<p>(規則)</p> <p>第38条 地域代表協議会は、規約の実施に必要な<u>規則</u>を別途定めます。規則を定めた場合には、すみやかに会員に知らせ、<u>直近の総会で報告</u>します。</p>	<p>(細則)</p> <p>第34条 全国協議委員は、規約の実施に必要な<u>細則</u>を別途定めます。細則を定めた場合には、すみやかに会員に知らせます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「規則」は地域代表協議会で改廃し、「細則」は運営委員会で定めるように整理する。

改正案	現規約	説明
削除	<p>(暫定規約としての位置づけ)</p> <p>第二条 この規約は、2014年2月に開催予定の定期総会までの暫定的な規約であり、定期総会において支部などの要素を含んだ規約に改正するものとします。</p>	
<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>7 (2) この規約の施行後速やかに、第19条、第25条および第27条に基づいて地域代表協議会委員、共同代表、運営委員の選出を行います。ただし、2014年度に限り、共同代表、運営委員の選出は全て郵送での投票により決定し、決定後すみやかに新体制へ移行します。地域代表協議会委員については、5月ごろに開催する新規約に基づく初回の地域代表協議会から新体制へ移行します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面改定 ・ 共同代表、運営委員会委員の選出は原則、総会に合わせた選挙で行うことを想定しているが、今回の総会で規約の審議をおこなうため、総会に合わせた選挙ができない。新規約案が可決された場合、今回に限り、総会后すみやかに郵送による選挙を行う。 ・ 地域代表協議会委員は、都道府県本部の立ち上げやブロック選出に時間がかかるため、5月頃に新体制へ移行する。

<資料>

① 新規入会者数 2013年8月～12月 (12/27現在)

	08月	09月	10月	11月	12月	(人)
会員	17	5	5	6	6	39
サポーター	16	10	3	20	13	62
計	33	15	8	26	11	101

② 地域組織 *26団体

みどり宮城／緑ふくしま／緑・にいがた／緑の党・信州／緑の党・山梨／緑の党・群馬／グリーンズ茨城／グリーンズ千葉／緑の党グリーンズジャパン・のだ／緑の党・埼玉／グリーンズ東京／みどり三多摩／緑の党神奈川連絡会／緑の党しずおか／緑の党・東海／みどり奈良／緑の大阪／緑の党ひょうご／みどりの未来・尼崎／緑の党・ひろしま／みどり福山／緑の党やまぐち／みどり・香川／緑の党・九州連絡協議会(みどり九州)／ふくおか緑の党／緑の党おおい

③ 声明・見解・談話

- 8/ 9【見解】集団的自衛権の行使ではなく、周辺諸国との協力を／運営委員会
8/23【緊急声明】再稼働や輸出ではなく、汚染水対策に全力投入を／運営委員会 8/27【声明】「原発事故子ども・被災者支援法」の早期具体化と時効消失問題の解決を！／運営委員会
9/ 5【談話】婚外子差別違憲の判決を受けて一多様な家族の在り方を実現する一歩に／共同代表・長谷川羽衣子
9/ 6【声明】シリア問題－緊急に必要なのは全ての軍事行動の停止と一般市民の保護／運営委員会
9/18【声明】市民の安全のため必要なのは秘密保護法制定ではなく、より一層の情報公開／運営委員会
10/ 5【見解】消費税率の引き上げと復興法人税廃止は、社会的公正に逆行する／運営委員会
10/ 6【談話】ドイツ緑の党の選挙結果を受けて／共同代表・長谷川羽衣子
11/11【声明】政治を変えるのは市民自身－天皇への山本太郎議員の「手紙」問題－／運営委員会
11/15【談話】フィリピンの大型台風30号(ハイエン)による被災者に支援の手を／共同代表
11/19【声明】特定秘密保護法案は廃案へ／運営委員会
12/ 3【見解】国家安全保障会議(日本版NSC)は市民社会を危険に導く／運営委員会
12/ 7【声明】「特定秘密保護法」成立に抗議し、同法の廃止を求める／運営委員会

④ 緑の党の関係する議員選挙 結果一覧

- 9/ 8 埼玉県八潮市議選 矢澤江美子(現職／サポーター) 当選
9/22 岡山県総社市議選 大熊公平さん(現職／会員) 当選
11/11 東京都葛飾区議選 みずま雪絵さん(新人／非会員／推薦) 当選
2014年2/2 福岡県糸島市議選 藤井よしひろ(新人／会員／推薦) **

⑤ 国際関係の動き

- 9/20 イタリア緑の党アンジェロ・ボネリ代表来日
11/27～29 APGF事務局リオール・サントス氏(フィリピン) 来日
12/6 ドイツ緑の党ジルビア・コッティング・ウール連邦議会議員(党原子力・エネルギー担当) 来日

⑥ 宣伝グッズ販売状況 (12/27 現在)

品名		製作数	在庫数	製作費	売上額	内、未収金
ガイドブック「キックオフ」		4,000	1,000	781,725	146,159	1,000
ニュースレター (カラー版)	1号	30,000	0	336,000	91,400	10,000
	3号	40,000	0	370,650	83,600	8,000
	6号	40,000	0	457,000	29,138	2,000
	8号	1,130,000	0	2,835,050	926,646	96,550
	10号	800,000	0	182,1750	667,050	12,650
	11号	6,750	6,750	43,4425	403,580	79,500
リーフレット		80,000	1,200	29,1795	222,740	0
ポスター(無料)		10,000	414		0	0
脱原発チラシ		30,000	0	205,000	113,950	0
バッジ(5種)		2,500	529	218,450	358100	200
のぼり(4種)		700	238	461,160	261,700	5,000
マグネットシート(4種)		560	26	471,000	519,000	0
手ぬぐい		400	94	187,850	137,200	0
シール		500	346	103,765	47,700	0
合計				8,975,620	4,007,954	214,900

⑦ 統一選挙キャンペーンについて

自治体議員は地方での基礎的な力となる重要な存在です。2015年4月統一地方選挙は都道府県・政令市・東京都の特別区で8割前後の議会で選挙、それ以外の自治体でも4割程度の自治体で議会議員選挙となります。集中的に多くの議員が選ばれ、かつマスコミでも多く報道される大きな節目の選挙となります。また、2016年の参議院選挙に向けても中間の大きな節目の時期と言えます。また、地方政治は自民党と隠れ自民(無所属保守系)、公明党、民主党などによる「オール与党」体制で国政よりもひどい政治状況がありますが、一方では市民に一番近い政府としての大きな役割や可能性もあります。

そもそも国と地方は政府として対等であり、国の無理な押しつけに対等な立場で異議申し立てをすることは地方自治法においても認められた権利です。例えば沖縄のオスプレイ反対に沖縄県内の全首長が集まる活動や新潟県知事の前原再稼働への抵抗活動がその成功例といえます。緑の党は地方の腐敗したもたれ合い政治を改革し、新しい地方政治の可能性を提案する地方議員を増やす活動に力を入れます。この重要な統一地方選挙に向けて、二つの具体的活動を行います。

1) 政治・選挙スクール

一つは緑の党の自治体議員を増やすために「政治・選挙スクール」を4月より始めます。1月よりすでにチラシを作成し、スクール参加者募集をしていますが、さらに各地域でのスクール参加者を掘り起こします。最終的には「緑の党」あるいは近い立場としての立候補を支援し、3割程度と言われている当選率を高めるために新人を中心に当選バックアップを行います。

2) 幅広いキャンペーン

二つ目は、他党・他団体と協力した「幅広いキャンペーン」の実施です。特定秘密保護法に見られるような巨大与党(自民・公明)とそれへのすりより野党(維新など)といった状況はすでに地方でも見られた現象です。まずは地方から次の国政再編にも関わるような能力のある人材が集まり、姿としてみせることで市民に自民・公明・維新・みんな以外の選択肢を示します。

これは山本太郎さんや阿部ともこさんといった国会議員や三宅洋平さんといった幅広い人々と一緒に企画を作り上げながらどのような形が可能かを模索していきます。まずは4月にシンポジウムを实行し、各政党の単独主義の反省や民主党政権の失敗を検証し、地方で何ができるかを話し合います。その上で、2014 年秋にはリストとして統一選挙に挑戦する候補者を示すことを目指します。

⑧ ローカルマニフェスト（「地方選挙公約宣言」（仮称））について

2015 年統一自治体選挙やその前後の地方選を対象に、緑の党の「社会ビジョン」に基づいた地方選挙公約集を作成します。特に、安倍政権による「アベノミクス」・規制緩和・TPP、医療福祉の切り捨てや原発再稼働などの政治・社会・政治情勢を踏まえ、中央政府と対等な地域において持続可能な経済や暮らしを構築するために、「ローカル」に焦点を当てた内容として整理することになります。

策定の手順のスケジュール概略としては、2 月総会までに政策部および運営委員会・全国協議会でその基本骨格を整理し、総会に提案して会員内外の参加によって議論を深め、10 月での第一次公表を目指すこととします。また、これらの作業は「社会ビジョン」「基本政策集」のブラッシュアップ(過不足の整理や再編・修正作業)と併行しておこない、8 月頃までに党内外の市民や NGO・識者の参加のもとで「政策フォーラム(仮称)」を開催し、議論を深めたいと思います。

なお、各自治体選挙においては、各候補者・各選対がこのローカルマニフェストの基本骨格を支持・承認することで、緑の党の公認・推薦の決定の必要条件としたいと考えています

⑨ 2014 年度活動スケジュール

月	発送	組織活動	(全国協議会)	キャンペーンなど
1	●	総会のお知らせ ニュースレター発行		
2	●	2/8-9 第3回定期総会 役員選挙のお知らせ ニュースレター発行	第1回 (総会終了後) 委員選出のお知らせ	
3	●	役員選挙 立候補締切 投票開始	(ブロック会議の調整) (委員選出手続き)	3/14-16 APGF 会議 (フィリピン)
4	●	役員選挙終了→新役員決定 ニュースレター発行	↓	4/19-20 選挙スクール 開校イベント
5			5/24-25 第2回 (新メンバー)	統一選シンポジウム
6				
7	●	ニュースレター発行		
8				政策フォーラム
9				
10	●	ニュースレター発行		ローカルマニフェスト決定 統一選リスト呼びかけ
11			11/8-9 第3回	
12	●			

全国協議会の日程 第2回 5月 24日 (土) 25日 (日) 会場: 東京

第3回 11月 8日 (土) 9日 (日) 会場: 福岡

第4回定期総会 2015年2月 7日 (土) 8日 (日) 会場: 東京

⑩ 2014 年度予算提案の考え方

緑の党の財政収入は基本的に会費とカンパです。今年度は厳しい選挙結果を受けて一定数の退会者があることは避けられないものと考えています。加えて、年会費 3000 円の前身団体「みどりの未来」から「緑の党」に移行し、初めて支払うことになる 2013 年会費が未納のみなさんの規約上の退会期限を迎えることも踏まえなければなりません。また、8 月以降の新規入会者は、会員 35 人に対してサポーター 58 人とサポーターの割合が増える傾向が顕著です。これらを勘案し、会員は退会者を 1.5 割程度に抑える努力をして、会員・サポーターともに新たな入会者を 3 割増やすことを目標としました。

支出については、まず事務所費、人件費などの義務的経費について抑制を図ったうえで確保し、次に各部から提出された活動方針と予算要望（730 万円）について検討し、優先度の高いもの、上半期での対応が必要なものにしぼって計上しました。

その上で、予備費②として、地方への配分と全国協議委員の交通費補助、2015 年度の借入金返済分、下半期活動充実費を計上し、これらについては、年度途中で収入（主に会費の納入）状況を受けて全国協議会で再検討することとしました。

大変厳しい財政状況ですが、ここで、全国各地からのそれぞれの緑の活動を魅力的に展開し、確実に会員・サポーターおよび自治体選挙への挑戦者を増やしていくことが、2015 年統一自治体選挙を通して大きく飛躍していくことにつながります。がんばりましょう！

組織・規約改定の提案説明書

～ 目次 ～

はじめに	20P～
1章 各機関について	21P～
2章 自治体議員について	24P～
3章 その他	25P～
4章 移行措置について	27P～
5章 F A Q	27P～
○資料 付属する規則	28P～

■ はじめに

「緑の党グリーンズジャパン」は、3.11 東日本大震災による期待の高まりから、当初の発足予定より半年から1年以上前倒した2012年7月に発足しました。発足を早めたことにより、各地にある緑の社会を目指す団体と協議する時間が不足し、党内地方組織や自治体議員の規定がない「暫定規約」で、当初の大きな目標である2013年の参議院選挙へのチャレンジを終えました。

今回の規約改定案は、暫定規約の策定の中では充分議論されて来なかった党内地域組織の位置づけを明確化すること、また1年間の運営で明らかになった全国協議会や運営委員会による党の運営体制をより実効的なものとして行くことなどを目的にしています。

2013年9月総会を経て選出された全国協議会、運営委員会のメンバーと有識者での「組織・規約検討チーム」を中心に、これまでの経験に加え、この間交流のあった諸外国の緑の党の組織・運営体制等も参考に議論を積み重ねて来ました。そこで作成したたたき台を元に、全国各地での意見交換会を開催し、22カ所、延べ200名を超えるみなさんと議論を交わし、また多くの会員のみなさんよりご意見をいただきまとめたのがこの改定規約案です。

また規則は、総会ではなく全国協議会での議決事項ですが、理解を深めるためにまとめて説明させていただきます。

主な改正点

(1) 「都道府県本部」の立ち上げによる、党内地方分権の推進

緑の党の活動主体の「核」は各地域での一人ひとりの会員です。一人ではできないことを補完するため、地域での責任主体をつくり、党の意思決定に反映される仕組みを構築します。現行規約第10条の「地域組織」は、党外連携組織に移行していただき、党内組織である「都道府県本部」を立ち上げます。地域での活動の充実と議論の積み重ねが、緑の党を更に発展して行く大きな力となることを目的としています。

(2) 全国協議会（新名称「地域代表協議会」）・運営委員会の役割の明確化

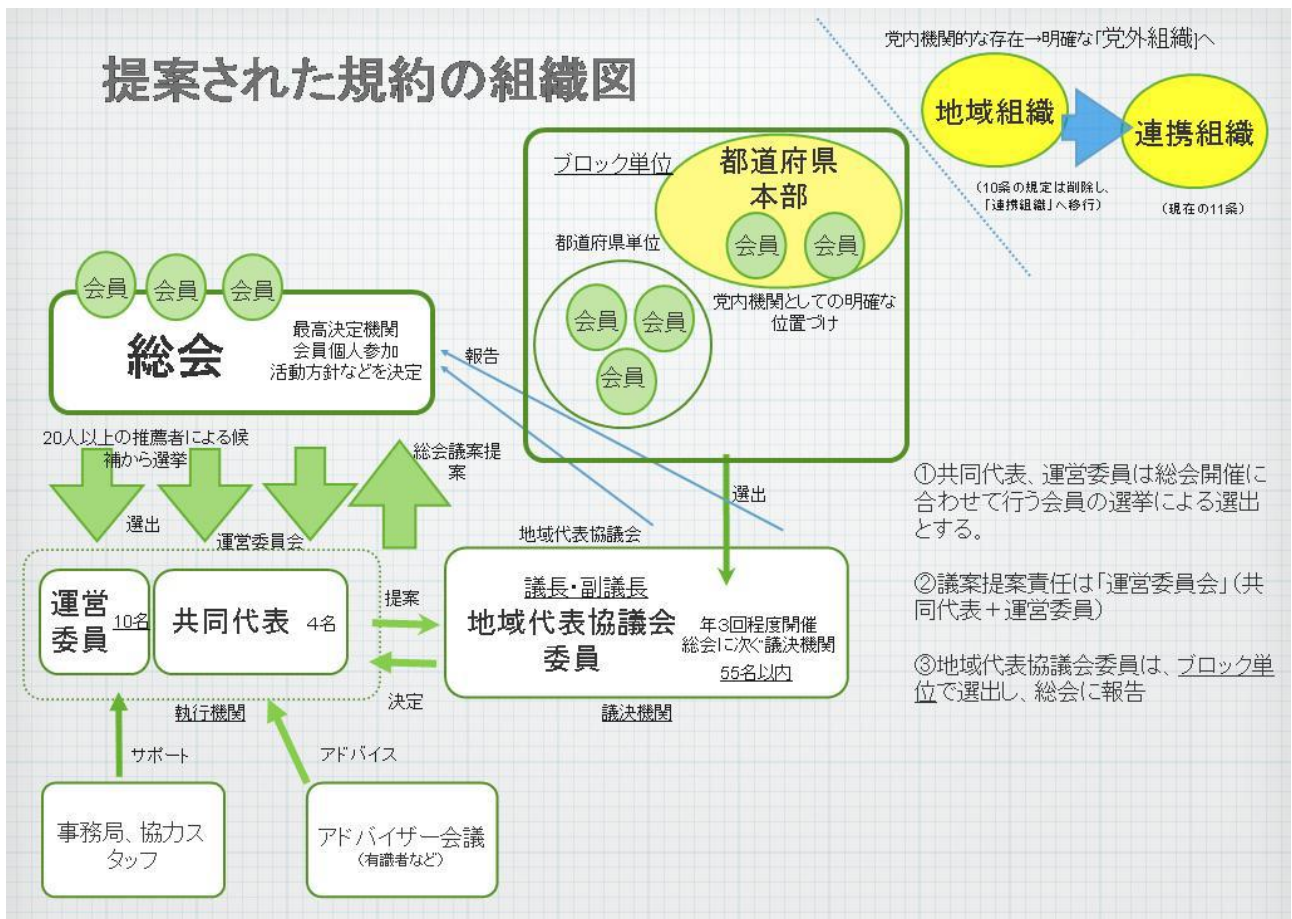
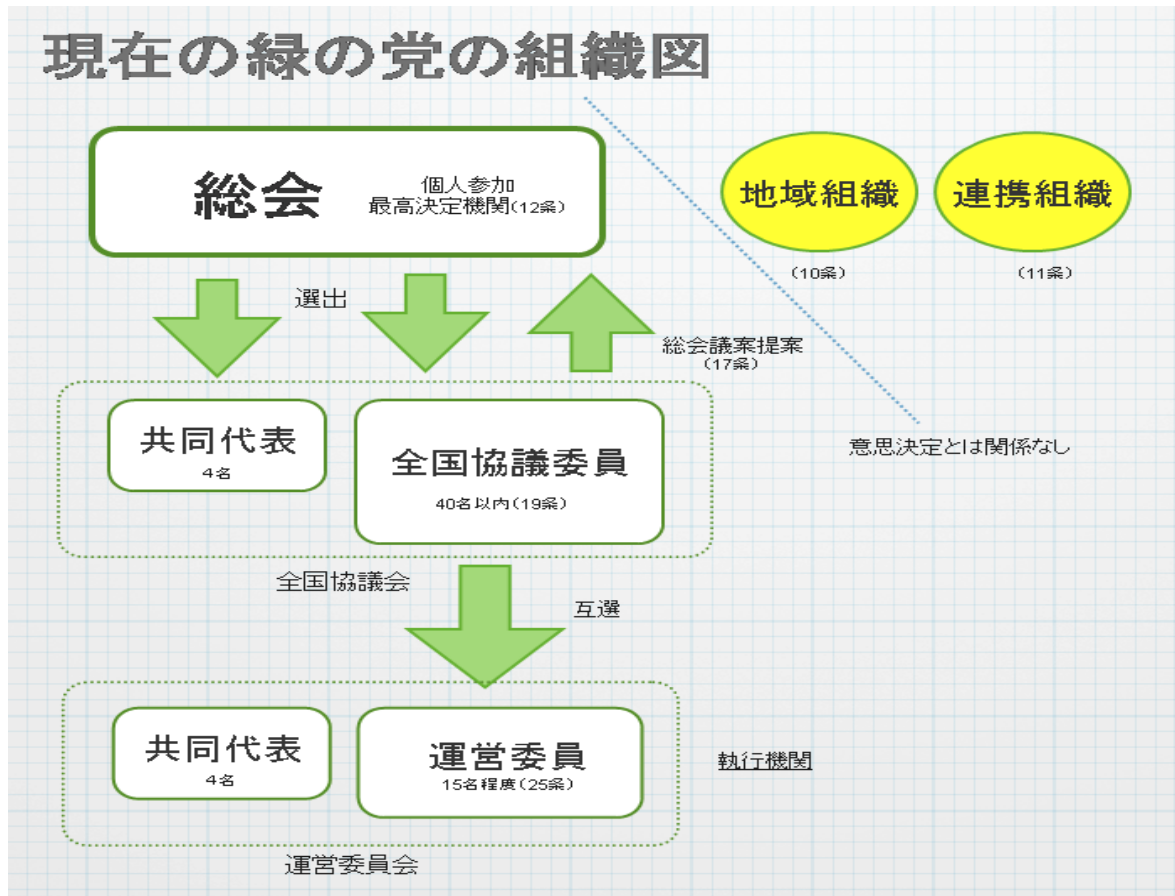
総会に次ぐ議決機関としての「全国協議会」の役割をより明確にするために組織の名称を「地域代表協議会」に、また選出方法を変更します。地域代表協議会の上限定数を55名とし、会員数等に応じて衆議院比例選挙ブロック単位で各地から委員を選出します。

共同代表、運営委員は会員による直接選挙で総会にて選出するものとし、効率的な党運営体制とします。運営委員は、これまでの全国協議委員からの互選ではなく、会員からの直接選出とする事で、より責任と権限を明確にし、円滑な党運営を目指します。

(3) 自治体議員の役割と、自治体選挙の公認・推薦等について

現行規約の第6章にある国会議員についての規定に加え、各地方自治体議員に関する規定を新設します。会員の立候補に関わる公認・推薦の規定の整備と当選後の自治体議員としての責務を明確にし、また無所属や他党所属の候補者への推薦規定等も整備します。

1章 各機関について



【1】都道府県本部の新設

i 背景説明

現在の緑の党は、党内組織である地方組織（一般的に言うところの支部など）がない。規約第10条にある「地域組織」は、志を同じくする独立した組織である。今回、党内組織である「**都道府県本部**」を都道府県単位で新設することにより、組織基盤の強化を図る。**都道府県本部**の新設は、他党で見られるようなトップダウンを意図しておらず、全国と地方の役割の明確化、地域における責任ある執行機関の設置、人的資源の相乗効果、対外的な信用を高める、地域の声を反映しやすくする、活動の活発化、会員拡大などを目的とする。全体の一体感（組織体系、政治見解、名称など）と分権を進め、緑の党独自の全国と地域のあり方を模索するものである。

ii 都道府県本部の設置の要件

- ・ 会員 20 名以上
- ・ 政治団体登録の支部登録を行う。
- ・ 登録は住んでいる場所だけではなく、職場などの場合も考慮する。

iii 役割

緑の党内外の活動を強化するため、地域に密着した組織をたちあげる

iv 権限

- ・ [自治体議員や首長の選挙、地域選挙区における公認・推薦] **都道府県本部**が決定し、運営委員会に申請する。運営委員会は原則、**都道府県本部**の決定に従い公認・推薦・支持を承認する。
- ・ [提案権] **都道府県本部**が提案した内容は必ず**地域代表協議会**の議題とする。

v 移行措置

会員 20 名には満たないが、将来的な**都道府県本部**を目指す「**都道府県本部準備会**」を規定。（名称、権限、人数など詳細を検討中）

【2】共同代表

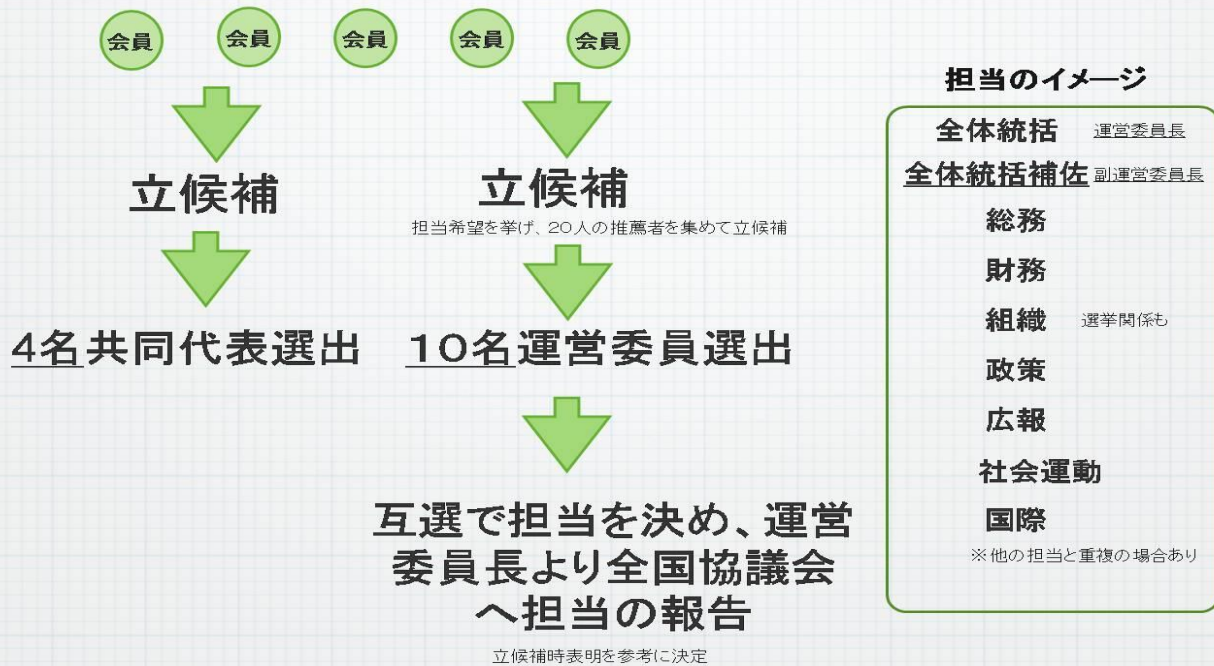
i 現状

現在、総会において選出されている。

ii 提案

- ・ 原則、総会開催時期に合わせた会員の選挙による選出とした。（郵送だけの投票も例外としてあり得る）

共同代表、運営委員の選出について



【3】全国協議会（新名称「地域代表協議会」）

i 提案の背景

全国協議会は総会に次ぐ党の決定機関であるが、現行規約では総会に議案を提案する責任があるなど一部には執行部的な役割もある。また、全国協議会委員も地域組織の代表との面と、執行機関の一員の面があり、立ち位置が曖昧であった。そこで、改正提案では、総会に次ぐ議決機関である役割を明確にし、名称を「地域代表協議会」と変更した。それに伴い、総会への議案の提案責任を運営委員会に変更し、運営委員は総会の開会に合わせた会員による選挙、全国協議会（新規約では「地域代表協議会」）委員は衆議院比例選挙ブロック単位で選出などに変更した。

ii 提案

- ・ 人数：現在40人以内→55名以内（都道府県本部などから50名程度、特別枠5名程度）を想定。
- ・ 選出方法

a. 衆議院比例ブロック単位

- ・ 各地方ブロックの選出枠は、会員総数の50分の1ごとに1名を割り当て選出人数を出し、奇数の場合は、1名追加する。
- ・ 1ブロック当り最大6名、最少2名とする。なお、複数都道府県で構成されるブロックは、1都道府県当り最大4名とする。
- ・ ジェンダーバランスに配慮して選出する。

b. 特別枠から5名（運営委員会により特に必要とされる地域などを決める（例、沖縄、福島など））。

- ・ 選出された地域代表協議会は直近の総会にて報告する。
- ・ 開催は年3回。その他必要に応じて。
 - 第1回は、2月頃、総会と日程を合わせる。議長・副議長の選出と顔合わせ。
 - 第2回は、5月頃、総会で決まった方針を実施するための協議を運営委員会と行う。
 - 第3回は、11月頃、予算執行の最終チェックと来年度の活動・予算協議を運営委員会と行う。
- ・ 政策の追加、削除、修正などを行う。

【4】運営委員会

i 現状

党の執行機関である。現在、全国協議会委員の互選により15名程度選ばれる。

ii 提案

- ・ 原則、総会時に合わせた会員の選挙による直接選出とする。全国協議会との分離をはかり、執行機関としての機能を明確にするため、全国協議会（新規約では「**地域代表協議会**」）・共同代表の権限の一部を移譲（総会の招集、臨時総会の開催の判断、総会における議案の提出、全国協議会（新規約では「**地域代表協議会**」）の招集など）、専門性と機動性をもって党の運営にあたります。
- ・ 人数を15名程度から10名とする。
- ・ 会員20名以上の推薦により、立候補する。
- ・ 立候補時に得意分野（担いたい担当）を明らかにし、それを参考に会員は投票する。
- ・ 当選後、互選により担当を決める。担当は総務、財務、政策、組織、広報、社会運動、国際などが考えられるが、その都度協議する。
- ・ 総会、**地域代表協議会**における議案の提案責任がある。
- ・ **互選により、運営委員長、副運営委員長、担当を選ぶ。**

【5】専門委員会、アドバイザー会議の設置

- ・ 運営委員会をサポートする機関を新設

2章 自治体議員について

【1】自治体議員の役割・責務

i 提案の背景

現在、緑の党の規約において、国会議員の責務などはあるが、自治体議員については何もない。地方自治の担い手であり、また党内で中心的役割を果たす自治体議員についての規定をつくる。

ii 役割案

- ・ 自治体と社会運動をつなぐ
- ・ 地方における中心的役割 など

iii その他

- ・ 自治体議員の会員は報酬の一定割合を党に拠出する（額については検討）
- ・ 政令市以上の自治体には国会議員同様のスタッフの選任を協議する規定を設ける
- ・ 都道府県本部における役職の制限（自治体議員は**都道府県本部**の共同代表になれないなど）は設けない。今後の課題。
- ・ （仮称）地方自治体議員連絡会を新設する。今後の党内の役割を更に検討する。

【2】選出方法

i 公認

会員である立候補予定者から申請。**都道府県本部**があるところは**都道府県本部**が審査・決定し、運営委員会の承認を得る。**都道府県本部**がない都道府県の場合は、直接運営委員会へ会員20名以上の推薦者とともに申請。原則運営委員会は**都道府県本部**の意志を尊重して承認する。運営委員会は、**都道府県本部**のないところは会員・**地域代表協議会**委員の意見を聞いて判断する。

ii 推薦

- ・ 概ね手続きは公認に準じる。相違点は、非会員立候補者でも可能。都道府県本部がない都道府県の場合、推薦者不要で、申請書を提出する。
- ・ 選挙区の定数を超える申請があった場合は、この政党の会員が優先される。

iii 支持

- ・ 推薦を求めない候補者に対して出す。
- ・ 運営委員会の承認を経て、都道府県本部が出す。

3章 その他

【1】地域組織について

i 提案の背景

「地域組織」との名称は、党内組織なのか、党外組織なのか紛らわしい名称である。新規約では都道府県本部新設により地域組織は明確な党外の連携組織となる。

ii 提案

規約第10条（地域組織）は削除し、第11条の「連携組織」に統合する。

【3】都道府県本部の設立の見込み

- ・ 都道府県本部の要件を満たしている（会員20人以上）計12都道府県
（北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）
- ・ もう少しで届く（会員15～19人）6都道府県
（福島、茨城、山梨、新潟、岡山、広島）

【4】地域代表協議会委員の選出の見込み

- ・ 各地方ブロックの選出枠は、会員総数の50分の1ごとに1名を割り当て選出人数を出し、奇数の場合は、1名追加する。1ブロック当りの上限6人。ブロック内1都道府県当り上限4人で調整すると合計42人。下の表の一番最後※1を参照
- ・ 特別枠（例、福島+1、沖縄+1）から地域代表協議会が選出されるように運営委員会で調整。

【3】と【4】参考資料：2013/11/18 現在

衆議院小選挙区	選出数	会員ブロック小計	都道府県名	会員数	枠-ター数	計
北海道	1→2	30	北海道	30	18	48
東北	2+1→4	43	青森県	0	0	0
			岩手県	3	4	7
			宮城県	13	11	24
			秋田県	4	1	5
			山形県	5	2	7
北関東	3→4	69	福島県	18	18	36
			茨城県	16	16	32
			栃木県	9	5	14
			群馬県	11	5	16
			埼玉県	33	34	67

東京	9→6	188	東京都	188	140	328
南関東	9→6	171	神奈川県	79	64	143
			千葉県	75	52	127
			山梨県	17	7	24
北信越	2	56	新潟県	16	17	33
			富山県	5	3	8
			石川県	5	4	9
			福井県	5	4	9
			長野県	25	18	43
東海	3→4	71	岐阜県	10	3	13
			静岡県	23	25	48
			愛知県	32	21	53
			三重県	6	3	9
近畿	9→6	185	滋賀県	6	5	11
			京都府	36	18	54
			大阪府	57	27	84
			兵庫県	71	34	105
			奈良県	12	6	18
			和歌山県	3	0	3
中国	2	44	鳥取県	5	4	9
			島根県	0	0	0
			岡山県	16	3	19
			広島県	17	7	24
			山口県	6	3	9
四国	1→2	20	徳島県	1	4	5
			香川県	6	6	12
			愛媛県	12	10	22
			高知県	1	0	1
九州・沖縄	3+1→4	59	福岡県	24	10	34
			佐賀県	2	1	3
			長崎県	6	0	6
			熊本県	5	3	8
			大分県	8	3	11
			宮崎県	2	0	2
			鹿児島県	9	1	10
			沖縄県	3	4	7
			その他	10	3	13
	42(※1)		計	946	627	1573

【5】来年2月総会以降の検討課題

- ・ 会員の処分（除籍・除名など）、役員のパ免などの規定。
- ・ 支部について詳細規定。
- ・ 各種規則についての詳細を検討。 など

4章 移行措置について

■ 2014年2月総会にて行う手続き

- ・規約改正案を提案
- ・現規約による人事を提案（※規約改正案が承認された場合、任期は数ヶ月となるため、概ね現役員を提案予定。事実上、現役員の移行期間の留任を意味する推薦を行う。規約に則り立候補は受け付ける）

a. 規約改正案が承認された場合

i 共同代表・運営委員の選出

- ・総会終了後直ちに、新しい規約による共同代表・運営委員の選挙を郵送により行う。
- ・新しい共同代表・運営委員が決まった時点で、新旧を交替する。

ii 地域代表協議会委員の選出

- ・5月頃を目安に新規約での最初の地域代表協議会を開催し、新旧を交替。その間に都道府県本部を立ち上げ、地域代表協議会委員の選出を行う。

b. 規約改正案が否決された場合

- ・2月総会で承認された役員が1年間仕事を担う。

5章 FAQ（よくある質問）

用語の説明

緑の党・・・緑の党グリーンズジャパンの略としてここでは使用

地域組織・・・みどり〇〇、緑の党△△など地域にある独立した組織（規約第10条に規定）

全国本部・・・運営委員会+事務局

都道府県本部・・・新たにつくる都道府県単位の党内執行機関。都道府県あたり一つ

Q. 都道府県本部の立ち上げは義務ですか？

- A. 義務ではありませんが、全ての都道府県に都道府県本部が立ち上がるぐらいの勢いがないと国政での議席確保は困難であるとの考えから、最大限の努力をお願いいたします。

Q. 都道府県本部を立ち上げたときには、既存の地域組織はどうなるのですか？

- A. 地域組織は、緑の党と幅広い連携をするための団体として存続するか、都道府県本部の運営に集中するために発展的解散とするかは各地域で議論し、決定していただくこととなります。各地域に緑の党の都道府県本部を立ち上げ、地域における執行機関を整備していく趣旨から、既存の地域組織を残す場合には、混乱をさけるため『緑の党〇〇』という名称の使用は避けていただきたいと思います。また、「地域組織（規約第10条）」を廃止し、党組織の外にある「連携組織（規約第11条）」に移行していただきます。

Q. 同一都道府県内に複数地域組織がある場合はどうなるのですか？

- A. 都道府県本部は都道府県ごとに1つです。地域組織が既に複数ある都道府県は、それぞれの組織が連携し、新たに都道府県本部を立ち上げていただくこととなります。

Q. 都道府県本部独自の会員、サポーター制度は可能ですか？

A. 都道府県本部は党内組織のため、メンバーシップは全国一律になり、都道府県本部のみにメンバーシップを持つということはできません。地域事情や幅広い連携のため、独自のメンバーシップ制度が必要と判断される地域においては、地域組織を連携組織として存続させるなどの工夫が考えられます。

Q. 都道府県本部と市町村組織との関係はどうなりますか？

A. 会員数が3名以上の地域は、都道府県本部の承認を経て支部をつくることができます。詳細については今後の検討課題とします。

Q. 役員選出は二元代表制ですか？ 議院内閣制ですか？

A. 地域代表協議会委員と運営委員の選出方法がそれぞれ異なることから、そのどちらでもあり、どちらでもありません。二元代表制と議院内閣制の利点を生かした新しいスタイルです。

Q. 個人会員の権利はどうなりますか？

A. ほぼ同じです。全国協議会（新規約では「地域代表協議会」）委員の選出方法は、総会による直接選出ではなくなるなどの変更があります。

○資料 付属する規則案

■① 共同代表および運営委員の選出に関する規則（新規制定）

（目的）

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第4条および第25条に基づき、この政党の会員の参加を最大限保障し、共同代表および運営委員（以下、「代表等」という。）が適正に選出されるために必要な事項を定めることを目的とします。

（選出の基本的考え方）

第2条 規約第4条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して代表等の選出を実施します。

- 2 結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、代表等それぞれについて半数以上が女性となるようにします。
- 3 性別については性自認に基づく自己申告によるものとします。

（選挙管理委員会）

第3条 代表等選挙に関する事務全般を管理するため、全国本部に選挙管理委員会（以下「選管」という）を置きます。

- 2 選管は、任期1年の委員5人以内によって構成します。選管委員は、地域代表協議会が指名することとします。ただし、代表等に就任する意思のある者、また候補者の推薦人になろうとする者は選管委員になることはできません。
- 3 選管委員長は、委員の互選によって決定します。

（投票資格者）

第4条 代表等選挙に関して投票をすることができる者（以下「投票資格者」という）は、この政党の会員とします。

（投票資格者名簿登録）

第5条 会員は、投票資格者名簿に登録をされることにより、代表等選挙の投票を行うことができます。選管は、公告日の7日前までに、会員の投票資格者名簿への登録を行います。

（公告）

- 第6条** 代表等の任期満了による代表等選挙の公告は、任期の終わる日の前60日以内に行います。
- 2 任期途中で共同代表2名または運営委員の1/3が欠けた場合に行う代表等選挙は、別途選管が定める方法に基づき、代表等が欠けた日から60日以内に行います。
 - 3 代表等選挙の公示日および投票日・開票日は、**地域代表協議会**で定め、選管が公告します。

(候補者届け出)

- 第7条** 代表等選挙の候補者（以下「代表等候補者」という）となることができる者は、会員とします。
- 2 代表等候補者は、代表等選挙の公示日までに、会員20名以上（本人を除く）の推薦状を添えて、選管に届け出ることとします。
 - 3 選管は、代表等候補者が届出た場合には、公示します。

(候補者の抱負)

- 第8条** 代表等候補者は、政策及び党運営に関する方針などの抱負を明らかにし、選管が定める方法によって投票資格者に知らせることとします。

(投票)

- 第9条** 代表等選挙は、代表等候補者に対する投票資格者による投票により行います。
- 2 会員の投票は総会での投票および郵便投票とし、投票券は選管から有権者の住所地に送付します。郵便投票の具体的な方法については、選管の定めるところによることとします。
 - 3 定員（代表選挙：4人、運営委員選挙：10人）以内の何人の候補者に投票しても良いこととします。
 - 4 選管は、投票及び開票にあたって、投票資格者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければなりません。

(代表選挙の開票)

- 第10条** 代表選挙の開票は、選管の監督の下に行うこととします。
- 2 選管は、代表候補者が得た得票数を合計し、有効投票総数の過半数を得た代表候補者の中で、女性が半数以上となる上位のもの2名を共同代表当選者と決定し、全会員に報告しなければなりません。
 - 3 5名以上の代表候補者が立候補している場合であって、有効投票総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、選管はその旨を**地域代表協議会**に報告し、**地域代表協議会**において取り扱いを協議、決定します。

(運営委員選挙の開票)

- 第11条** 運営委員選挙の開票は、選管の監督の下に行うこととします。
- 2 選管は、運営委員候補者が得た得票数を合計し、有効投票総数の過半数を得た運営委員候補者の中で、女性が半数以上となる上位のもの10名を運営委員当選者と決定し、全会員に報告しなければなりません。
 - 3 11名以上の運営委員候補者が立候補している場合であって、有効投票総数の過半数を得た運営委員候補者がいない場合には、選管はその旨を**地域代表協議会**に報告し、**地域代表協議会**において取り扱いを協議、決定します。

(選挙の無効宣言)

- 第12条** 選管は、投票資格者の確定において重大な瑕疵があった場合及び、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合には、選挙の無効を宣言することができることとします。
- 2 前項の宣言は、**地域代表協議会**の承認を得た後、効力を発生することとします。
 - 3 第1項の宣言が効力を発生した場合には、選管は、改めて代表等選挙を行わなければなりません。

(不服申立て)

- 第13条** 本規則による代表等選挙の手續に関して不服がある投票資格者は、事実を記した書面をもって、選管に対して申立てをすることができることとします。
- 2 前項の申立てがあった場合は、選管は速やかに審査を開始し、必要な措置を決定しなければなりません。
 - 3 選管の処分に対しては、不服を申立てることができないものとします。

附則

本規則は、2014年2月9日から実施します。

■② 地域代表協議会委員の選出および運営規則（新規制定）

(目的)

- 第1条** この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第19条に基づき、この政党の会員の参加を最大限保障し、**地域代表協議会**委員が適正に選出されるために必要な事項を定めることを目的とします。

(選出の基本的考え方)

- 第2条** 規約第4条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して**地域代表協議会**委員の選出を実施します。
- 2 結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、**地域代表協議会**について半数以上が女性となるようにします。
 - 3 性別については性自認に基づく自己申告によるものとします。

(地方ブロック単位の選出枠)

- 第3条** 衆議院比例選挙ブロックを単位とする各地方ブロックによる選出とします。
- 2 前項1号の各地方ブロックの選出枠は、会員総数の50分の1ごとに1名を割り当て、奇数人数になる時は1名加えて偶数人数とします。ただし、上限6名、下限2名とします。各地方ブロック単位で必ず女性が半数以上となるように調整し選出します。
 - 3 各地方ブロック内の委員数割り当ては、ブロック内で協議の上決めることとします。ただし、複数の都道府県で構成されるブロックは1都道府県あたりを4とします。
 - 4 規約第19条1項2号の特別に必要と認める地域からの選出枠は、委員総数が定員を超えない範囲で、運営委員会が定めます。

附則

本規則は、2014年2月9日から実施します。

■③ 都道府県本部の運営規則（新規制定）

(目的)

- 第1条** この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という。）規約第10条に基づき設置された**都道府県本部**が効果的に運営され、都道府県単位で党内外の活動を強化するために必要な事項を定めることを目的とします。

(都道府県本部規約の制定)

- 第2条** 各都道府県本部は、この運営規則に基づき**都道府県本部**規約を制定し、適正に運営します。

(名称)

- 第3条** **都道府県本部**の名称は、緑の党「都道府県名」+本部で表すものとします。

(役員)

第4条 次の役員をおきます。

- 2 運営委員 5名以上(内2名を共同代表、1名を会計責任者とする)
- 3 監査委員 1名以上

(役員を選出および任期)

第5条 役員は都道府県本部総会において選出します。

- 2 役員の任期は1年とします。ただし、再任を妨げません。
- 3 共同代表および会計責任者は、運営委員の互選で選出します。

(会議)

第6条 共同代表は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集します。

- 2 共同代表は、必要に応じ運営委員会を招集します。

(経費)

第7条 都道府県本部の経費は、寄附金その他の収入をもって当てます。

(会計年度及び会計監査)

第8条 都道府県本部の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとします。

- 2 会計責任者は、都道府県本部の経理につき年1回監査委員による監査を受け、その監査意見書を付して都道府県本部総会に報告します。

(規約の改廃)

第9条 都道府県本部規約の改廃は、都道府県本部総会において決定することとします。

附則

本規則は、2014年2月9日から実施します。

■④ 自治体選挙における公認・推薦等規則(新規制定)

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン(以下、「この政党」という)が取り組む自治体選挙において、その候補者に「公認」「推薦」「支持」を与える基準を定めることを目的とします。

(公認)

第2条 次の各号に定める要件を全て満たした候補者は運営委員会の承認を経て、その選挙区の定数内において公認を受けることができます。

- (1) この政党の会員であること
- (2) この政党の政策・社会ビジョンに照らし合わせて、地方本部が人格ともに適切と判断し、決定を受けたもの。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県においては会員20名以上の推薦人を有するもの。

(推薦)

第3条 次の各号に定める要件を満たした候補者は運営委員会の承認を経て、その選挙区の定数内において推薦を受けることができます。

- (1) この政党の政策・社会ビジョンに照らし合わせて、都道府県本部が人格ともに適切と判断し、決定を受けたもの。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県においては都道府県本部の審査は運営委員会が代行するものとします。

(2) 選挙区の定数を超える申請があった場合は、この政党の会員が優先されるものとします。

(支持)

第4条 この政党の政策・社会ビジョンを実現するため必要と認める時、都道府県本部はその候補者に対して運営委員会の承認を経て、支持を表明することができるものとします。

(申請)

第5条 この政党の「公認」「推薦」を受けようとする候補者は、所定の用紙に必要事項を明記の上、立候補予定地の都道府県本部へ申請しなければなりません。ただし、地方本部が設置されていない都道府県に関しては、運営委員会へ直接申請するものとします。なお、「公認」に関しては、所定の推薦人名簿を添付するものとします。

(支援)

第6条 この政党の「公認」「推薦」「支持」を受けた候補者は、各都道府県本部の定める支援を受けることができるものとします。

(辞退)

第7条 この政党の「公認」「推薦」を受けた候補者が辞退をする場合、申請した**都道府県本部**の承認を経なければなりません。ただし、運営委員会へ直接申請した候補者は運営委員会の承認を経るとともに、推薦人に対して説明責任を果たすよう努めなければなりません。

附則

本規則は、2013年2月9日から施行します。

■⑤ 会費に関する規則（新規制定）

(目的)

第1条 この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という）の会費の取り扱いに関する必要な事項を定めることを目的とします。

(会費)

第2条 この政党の会員の会費は年額10,000円とします。
2 サポーターの会費は年額3,000円とします。
3 町村議員を除く自治体議員の会費は、月額報酬の1%に12を乗じた額とします。

《※1》3は検討課題

(減免)

第3条 会費は、本人の申請に基づき減免する事が出来るものとします。なおその際の会費は年額●●●円とします。《※2》

附則

本規則は、●●年■月▲日から施行します。《※3》

《※1》自治体議員の報酬割合については所属議員の意見を聞き、再検討する事とした。

《※2》減免額については段階を設ける方針で、詳細は検討中である。

《※3》上記1・2のような理由から、この規則の施行期日は緑の党所属の自治体議員と協議をへた上で地域代表協議会で決定します。

第1章 総則

(名称)

第1条 この政党の名称を「緑の党グリーンズジャパン」(英語名:Greens Japan)とします(以下、「この政党」といいます)。

(目的)

第2条 私たちは、グローバルグリーンズ憲章の6つの理念—①エコロジカルな知恵、②社会的公正/正義、③参加民主主義、④非暴力・平和、⑤持続可能性、⑥多様性の尊重—に基づき、「緑の社会ビジョン」を実現します。そのために、国会および自治体議会に議席をもつとともに、首長を誕生させ、政党として「緑」の政治に取り組みます。また、議会外においても、「緑」の政治理念を実現するために必要な活動に取り組みます。

(活動および事業)

第3条 前条の目的の実現のため、次の各号に示す活動および事業を行います。

- (1) 国政選挙および自治体選挙
- (2) 政治的な論説や声明の公表
- (3) キャンペーンおよびイベント
- (4) 国際的な「緑の党」勢力(グローバルグリーンズ)との連携
- (5) NGO、研究機関または研究者などと連携した政策立案および提言
- (6) 政策研究集会等の開催
- (7) 自治体調査
- (8) 機関紙および研究誌の発行ならびにインターネットなどを活用した情報の交換および発信
- (9) 「緑」の政治を実現するために必要な社会活動・政治活動
- (10) その他活動に必要な事業

(組織づくりの原則)

第4条 この政党の組織づくりは、地域、ジェンダー、活動領域、世代のバランスおよび組織の硬直化防止に配慮し、すべての会員に開かれたものとするを原則とします。この原則を全国本部の役員、国会議員候補など人事選出においては必ず反映させるよう努力します。また都道府県本部の役員においても可能な限り考慮します。選出過程においては、選出理由および構成バランスをわかりやすく会員に明示しなければなりません。

(事務所)

第5条 この政党の全国本部事務所は、東京都杉並区高円寺北2-3-4高円寺ビル601に置きます。

第2章 会員およびサポーターと直接民主主義

(会員の資格)

第6条 この政党の目的に賛同し規約を認める人は、原則として誰でも会員とすることができます。ただし、国政に議席を有する政党との二重加盟をすることはできません。

(会員の義務)

第7条 会員は、会費を払う義務があります。会費は年額10,000円を原則とし、減免制度、及び運用については別に規則に定めます。

2 当該年度の総会開催日の5日前の時点で前年度の会費が未納である会員は、この政党を退会したものとみなします。

(会員の権利)

第8条 会員は、次の各号の権利を有します。

- (1) 意見表明権 会員は、この政党の運営に関し、自由に意見を表明することができ、総会、地域代表協議会および運営委員会への意見を、ニュースレターまたはホームページに表明することができます。
- (2) 決定の尊重ならびに発言および行動の留保権 会員は、総会および地域代表協議会で決定した事項を尊重しなければなりません。個人の良心およびそれに基づく言動までもが拘束されるものではありません。
- (3) 直接投票権 総会や地域代表協議会で決定された事項について、開催後2か月以内に会員の10分の1以上の署名による異議申立てがあった場合には、適当な方法で決定の再確認がなされなくてはなりません。そのうえで原則として代表は2か月以内に会員による投票を実施しなければなりません。
- (4) 発議権 会員は、この政党が取り組むべき課題について、総会、地域代表協議会および運営委員会に対して発議することができます。

(サポーター)

第9条 この政党の目的に共感し応援しようとする人は、年額3,000円を支払ってサポーターになることができます。サポーターにはニュースレター

などの情報が提供されます。また、議決権はありませんが各種の会議にオブザーバーとして参加することができます。

第3章 組織

(都道府県組織)

第10条 都道府県単位で党内外の活動を強化するため、会員数が20名以上の都道府県は、運営委員会の承認を経て都道府県本部をつくります。また、会員数が20名に満たない都道府県の会員は運営委員会の承認を経て都道府県本部準備会をつくることができます。

2 会員数が3名以上の地域は、都道府県本部の承認を経て支部をつくることができます。また、都道府県本部の責任において、地域における党内外の連携を深めます。

3 会員の所属都道府県本部は、原則として居住地がある都道府県とします。特別な理由がある場合には、運営委員会の承認を経て、他の都道府県本部に所属できます。

4 都道府県本部は、政治団体設立届を行い、この政党の政治団体支部登録をします。

5 会費配分は、原則として都道府県本部と全国本部で行います。

6 都道府県本部の役員は、所属会員の直接選挙で選出します。都道府県本部は、所属会員で構成される定期総会を年1回開催します。その他、都道府県本部の運営および活動については、各都道府県本部で別途定めます。

(連携組織)

第11条 会員は、この政党と連携する次の各号のような連携組織をつくることができます。連携組織には会員3名以上が含まれるものとし、運営委員会での確認を経てホームページなどで公表されます。

- (1) 選挙のための実行委員会
- (2) 地域別の組織
- (3) テーマ別の組織
- (4) ユース組織

第4章 議決機関

第1節 総会

(総会)

第12条 総会は、会員全員が参加資格をもつ最高決定機関であり、運営委員会が招集します。

(成立要件および議決)

第13条 総会は会員の委任を含む過半数で成立しま

す。委任は議長および総会に出席する会員に委任することができます。委任する場合は書面で委任する者の氏名を明記し、委任状提出者は署名の上、総会5日前までに届け出るものとします。

2 議決に関しては、第37条（規約の改廃）に関わる事項を除き、議決参加者の過半数をもって決定とします。議決については書面をもって採決に参加することができます。

3 議案については、当日参加者の賛否および委任による賛否と書面による賛否をあわせた過半数をもって決めます。

(付議事項)

第14条 次の各号に定める事項は、総会で決定しなければなりません。

- (1) 本規約の制定および改廃に関する事項
- (2) 活動の報告および方針ならびに予算および決算に関する事項
- (3) 共同代表、運営委員、および監査委員の選出・解任に関する事項
- (4) 運営委員会で総会に付議することが決定された事項
- (5) 総会出席者の5分の1の賛成を得た事項
- (6) 基本政策に関する基本的事項。ただし、その細目はこの限りではありません
- (7) その他必要な事項

(定期総会)

第15条 定期総会は、年に1回開催し、少なくとも前条の2号に関する事項を承認し、可決または決定するものとします。また前条3号に関しても選挙により選出するものとします。

(臨時総会)

第16条 次の各号に該当する場合には、臨時総会を開催しなければなりません。

- (1) 運営委員会が必要であると判断した場合
- (2) 会員の10分の1以上の要求があった場合

(議案の提出)

第17条 総会の議案は、運営委員会が提案します。議案の提案は総会前の会員の提案や事前討論に配慮した時期に行うものとし、会員6名以上の連記で所定の期日以前に提出された修正案および追加議案については審議しなければなりません。

第2節 地域代表協議会

(地域代表協議会)

第18条 この政党に地域代表協議会を置きます。地域代表協議会は、総会に次ぐ決定機関であり、各

地方ブロックから選出された委員によって構成します。

(選出)

第19条 地域代表協議会の委員は、次の各号のいずれかの条件を満たした会員の中から55名以内を選出し、直近の総会で報告するものとします。

(1) 衆議院比例選挙ブロックを単位とする各地方ブロックによる選出

(2) 特別に必要と認める地域からの選出

なお、任期は一年としますが再任は妨げません。また、共同代表、運営委員とは兼任しないものとします。

2 前項1号の各地方ブロックによる選出枠の詳細は、規則において定めるものとします。

(地域代表協議会議長)

第20条 地域代表協議会の互選により議長と副議長を選出します。議長、副議長は地域代表協議会の運営に責任をもちます。

(成立要件および議決)

第21条 地域代表協議会は、委員のうち過半数の出席をもって成立します。ただし、代理人出席や委任状の提出があった場合には、これを出席したものとみなします。

2 議案については、出席した委員の過半数の賛成により決定します。

(付議事項)

第22条 地域代表協議会は次の各号に定める事項を決定します。ただし、総会で確認された方針等を逸脱することはできません。また、総会に付議しなければならない事項は除きます。

(1) 本規約にもとづいた規則の制定及び改廃に関する事項

(2) 総会で決定された社会ビジョンや基本政策の基本的事項にもとづく具体的な政策に関する事項

(3) 都道府県本部より提案された事項

(4) 会員の1/20より提案された事項

(5) その他必要な事項

2 前項の他、地域代表協議会は運営委員会より以下の項目について報告を受け意見を述べるものとします。意見については運営委員会が執行や総会提案にむけて反映するように努めるものとします。

(1) 予算執行や方針にもとづく活動状況に関する事項

(2) 総会に提案する予算策定や方針の原案に関する

る事項

(3) 総会に提案する決算報告や活動報告の原案に関する事項

(4) その他必要な事項

3 前項において地域代表協議会が決議等議決による意見表明を行なった場合は、運営委員会は執行の中で反映しなければなりません。

(招集)

第23条 地域代表協議会は、次の各号に該当する場合に運営委員会が招集します。

(1) 運営委員会が必要と判断した場合

(2) 地域代表協議会を構成する全委員の5分の1以上の要求があった場合

(3) 全会員のうち20分の1以上の要求があった場合

第5章 執行機関

第1節 共同代表

(共同代表)

第24条 共同代表は、共同してこの政党を代表し、この政党の基本理念や総会の意思に反しない限りにおいて、対外的に意見を表明し、他の組織等と交渉することができます。

(選出)

第25条 共同代表4名は、会員の投票により、原則総会で選出します。また、立候補にあたっては会員20名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以内に推薦状を提出しなければなりません。なお、任期は1年とし、再任は妨げません。

第2節 運営委員会

(運営委員会)

第26条 この政党に運営委員会を置きます。運営委員会は、総会の下に設置された執行機関であり、共同代表4名、および運営委員によって構成します。

(選出)

第27条 運営委員は、会員の選挙により10名を選出します。また、立候補にあたっては会員20名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以内に推薦状を提出しなければなりません。なお、任期は1年とし、再任は妨げません。

(役割および義務)

第28条 運営委員会は、総会および地域代表協議会で決定された活動を実際に運営する役割および義務をもちます。

(運営委員長)

第29条 運営委員会の互選により運営委員長および副運営委員長を選出します。運営委員長は、運営委員会の活動の実務に責任をもちます。

(事務局)

第30条 運営委員長の下に事務局を置きます。事務局は、庶務および会計などの必要な実務を遂行します。事務局スタッフは運営委員長の任命とします。

(担当部門)

第31条 運営委員会の中に総務、組織、政策および社会運動など、この政党の活動や運営に必要な担当部門を置きます。

(専門委員会、およびアドバイザー会議)

第32条 運営委員会は必要に応じて、専門委員会、およびアドバイザー会議をおくことができます。

第3節 監査

(監査委員)

第33条 共同代表、運営委員および地域代表協議会委員以外の会員から、この政党の財産および会計を監査する監査委員を2名以上、総会で選出します。なお、監査委員の任期は1年とし、再任は妨げません。

第6章 所属国会議員および自治体議員の責務

(所属国会議員の責務)

第34条 この政党に所属する国会議員は、以下の原則を遵守するものとします。

- (1) 国会と社会運動をつなぐ役割を果たすこと。
- (2) 国会における採決については党との協議を行い、会員に開かれた議論を保証すること
- (3) 国会議員は、共同代表になることができないものとする。なお、この政党のほかの役職への就任についても、一定の制限を設けるものとする。
- (4) 議員報酬の2割以上を、会費としてこの政党の活動に支出すること。
- (5) 立法事務費の使途について、この政党と協議すること。文書交通通信費の使途について、この政党に報告すること。なお、両会計は、それぞれ独立会計とし、内容を公開するものとする。
- (6) 国会議員のスタッフ人事は、この政党と協議を行い、この政党の同意を得ること。

(所属自治体議員の責務)

第35条 この政党に所属する自治体議員は、以下の原則を遵守するものとします。

- (1) 自治体と社会運動をつなぐ役割を果たすこと。
- (2) 自治体議員の活動は、所属する都道府県本部と協議を行い、会員との連携を深めること。
- (3) 議員報酬の一定割合を、会費としてこの政党の活動に支出すること。なお、詳細は別途規則に定める。
- (4) 特別区、政令指定都市、および都道府県の議会議員スタッフ人事は、所属する都道府県本部と協議を行うこととする。

第7章 会計

(会計年度)

第36条 会計年度は、1月1日から12月末日までとします。

第8章 規約の改廃ならびに規則

(規約の改廃)

第37条 この規約は、総会の出席者の3分の2以上の決議をもって制定し、改正し、または廃止することができます。ただし、第5条については地域代表協議会の議決を以ってこれに代えることができます。

(規則)

第38条 地域代表協議会は、規約の実施に必要な規則を別途定めます。規則を定めた場合には、すみやかに会員に知らせ、直近の総会で報告します。

付則

(施行期日)

- 第一条 この規約は、2012年7月28日から施行します。
- 2 この規約は、2013年6月8日から施行します。
 - 3 この規約は、2013年9月28日から施行します。
 - 4 この規約は、2013年9月29日から施行します。
 - 5 この規約は、2013年10月10日から施行します。
 - 6 この規約は、2013年10月24日から施行します。
 - 7 (1)この規約は、2014年2月9日から施行します。
(2)この規約の施行後速やかに、第19条、第25条および第27条に基づいて地域代表協議会委員、共同代表、運営委員の選出を行います。ただし、2014年度に限り、共同代表、運営委員の選出は全て郵送での投票により決定し、決定後すみやかに新体制へ移行します。地域代表協議会委員については、5月ごろに開催する新規約に基づく初回の地域代表協議会から新体制へ移行します。

⑬ 総会運営規則

2013年1月13日全国協議会で可決 最終改定 2013年12月29日

(目的)

第1条 この規則は緑の党（以下、「この政党」という。）暫定規約に基づき、この政党の総会運営に関し、会員の参加を最大限保障し、総会が円滑に運営されるために必要な事項を定めることを目的とします。

(招集)

第2条 全国協議会は、この政党の暫定規約第12条に基づき、総会開催日の30日前までに、日時、場所、議案書等必要な資料を会員に送付し、総会を招集します。

(成立要件・委任)

第3条

- 1 総会の成立要件は暫定規約第13条の1項によります。ただし、総会の成立要件となり、議決権を有する会員は、総会開催の30日前に会員資格を有するものとします。
- 2 総会に参加できない会員は、委任状（様式1もしくは様式2）または書面議決書（様式3）を総会開催日の7日前までに提出することができます。ただし、議長への委任状（様式1）については、議案の採決を行う前の議長の指定する時刻まで提出することができます。
- 3 書面議決書を提出する場合、~~議決権を行使できるのは人事を除く議案とし、議決権を行使する事項以外については議長に委任するものとします。~~
- 4 総会に出席する会員に委任する委任状を提出する場合、予め、委任する者の同意を得なければなりません。
- 5 総会に出席する会員は、参加できない会員5人に限り委任を受けることができます。
- 6 以下の委任状については議長への委任として扱います。
 - (1) 委任を受ける会員の同意を得ていない委任状
 - (2) 委任を受けた会員が欠席した委任状
 - (3) 複数人からの委任を受けた場合の6人目以降の委任状

(総会進行委員会の選出と構成)

第4条

- 1 総会の成立および運営のために、総会開催日の30日前までに総会進行委員会を設けます。
- 2 総会進行委員会は、全国協議会委員から2名、

それ以外の会員から2名の4名で構成します。

- 3 総会進行委員会は、全国協議会で指名し、総会で承認します。

(総会進行委員会の役割)

第5条 総会進行委員会は、次の各号について協議し総会の承認を得て実行します。

- (1) 議長団の選出
- (2) 議事日程の編成と変更
- (3) 緊急動議の取り扱い
- (4) その他、総会進行に必要な事項

(議長団の選出)

第6条 総会進行委員会から議長団を選出します。ただし、総会出席者から議長に立候補する者があれば、採決で決定します。

(議長団)

第7条

- 1 議長団は、総会の運営と進行に関して、会員に対して責任を持ちます。
- 2 議長団は、指示に従わない発言、故意に議事進行を遅延させる発言および他人の名誉を毀損する発言に対し、必要な注意を与え発言を制限し中止させることができます。

(議案の提案と審議)

第8条

- 1 会員は、暫定規約第17条に基づき、議案を提案することができます。
- 2 議案の提案者は、議長の許可を得て簡潔明瞭に趣旨を述べるものとします。
- 3 発言の順序は議長が決めるものとし、事前に発言の通告があった会員を優先します。ただし、議長は、可能な限り発言者が特定のジェンダーや年代に偏らないように配慮しなければなりません。

(議事進行動議)

第9条

- 1 会員は、総会の議事進行に関して動議を提出することができます。
- 2 前項の動議について、議長は直ちに採決しなければなりません。

(承認および採決)

第10条

- 1 議長は、議案について、審議および議事の進行

状況から判断し、審議を終了し承認を求めます。承認方法は原則として拍手によることとし、承認に異議がある場合は、挙手もしくはこれに代わる方法で採決を行いません。

- 議長は、原案に対して修正案が提出された場合、原案に先立ち修正案の採決を行うものとします。
- 暫定規約第 14 条 (5) に基づいて総会当日に提出された修正案の採決においては、書面議決書によって、原案に賛成の議決権が行使された場合は、修正案に反対の意思が表明されたものとして扱います。また原案に反対または棄権の議決権が行使された場合は棄権したものとして扱います。

(修正案の提出)

第 1 1 条 会員は、暫定規約第 17 条に基づき、原案に対する修正案を総会開催日の 20 日前までに全国協議会に提出することができます。

(臨時総会)

第 1 2 条 臨時総会の開催に当たっては、その趣旨や緊急性に鑑み、全国協議会は、この規則の目的に添って運用するものとします。

(改廃)

第 1 3 条 この規則の改廃は全国協議会が行います。その直近に開催される総会に報告するものとします。

附則

この規則は、2013 年 1 月 15 日から施行します。
この規則は、2013 年 6 月 8 日から施行します。
この規則は、2013 年 8 月 18 日から施行します。
この規則は、2013 年 12 月 29 日から施行します。

■ 第 30 回全国協議会で以下の改正をしました。

<改正箇所>

- 第 3 条 3 項の除外規定「議決権を行使できるのは人事を除く議案とし、」を削除し、様式 3 に例示を追加し、書面議決の一覧とは別に投票用紙を添付することになりました。
- 第 3 条 5 項の人数「2」を「5」とし、6 項 (3) の人数「3」を「6」としました。
- 第 10 条 3 項に「暫定規約第 14 条 (5) に基づいて総会当日に提出された」を追加し、様式 3 に例示を追加しました。

<提案理由>

- 役員 (共同代表、全国協議会委員) 選出を書面議決の対象とするため
- 会員が委任状を受けることのできる人数を増加するため
- 事前の期日までに提出された修正案を書面議決の対象とするため

⑭ 共同代表・全国協議会委員の選出に関する細則

2012. 7. 28 結成総会で確認

- 規約第 4 条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して実施します。
- 特に、基本政策 5 に掲げる結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、半数以上が女性となるようにします。
- ~~2013 年参議院選挙・選挙要綱との整合性の取れたものとします。~~
- 性別については性自認に基づく自己申告によるものとします。
- 全国協議会は、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮し、半数以上が女性となる候補を推薦しなければなりません。

~~④ 会員からの立候補がなく、異議がない場合は拍手承認により決定します。~~

- ① 会員からの立候補がない場合、および会員からの立候補があり全国協議会からの推薦と合わせて定員以内の場合は、信任投票を行います。
(投票) 何人の候補者を信任してもよいこととします。

- (当選) 過半数の信任を得た候補者のうち、女性が半数以上となる上位のものを当選とします。
- ② 会員からの立候補があり、全国協議会からの推薦と合わせて定員を超えた場合は、選挙を行います。
(投票) 定員以内の何人の候補者に投票してもよいこととします。
(当選) 定員以内の、女性が半数以上となる上位のものを当選とします。

*ただし、総会において議決参加者の 3 分の 2 が特に必要と認めた場合は、女性が半数を下回ることもできることとします。

■ 第 30 回全国協議会で以下の改正をしました。

<改正箇所> 取り消し線の 2 か所を削除し、ただし書きの「投票資格者」を「総会において、議決参加者」としました。

<提案理由> 役員選出で書面議決を行うため